

# 海老名市地域福祉計画

計画期間 | 令和2年度～令和6年度

海老名市



## はじめに

海老名市は、神奈川県ほぼ中央に位置し、人口13万人を有する都市です。鉄道や高速道路等の交通の利便性に加え、現在も開発が進んでいる海老名駅周辺地区をはじめとする都市的な部分と、田園地帯が広がる部分が共存する魅力あふれるまちです。

近年では、全国的に急速な少子高齢化の進行、家族の在り方の変化、生活困窮者の増加など、福祉に関する課題の多様化・複雑化が進んでいます。海老名市でも、地域での支え合いや暮らしの中での人とのつながりが弱まり、悩みや問題を抱えた個人や家庭が社会から孤立してしまうことが今後懸念されています。



こうした現状の対策として、国では世代や分野を超えたつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を提唱しています。

このような社会状況の変化を踏まえ、このたび、令和2年度から令和6年度までの5か年にわたる計画として「海老名市地域福祉計画」を改定することといたしました。

今後は、この計画に基づき地域福祉を一層推進し、計画の基本理念である「地域でともにささえあい 認め合う みんなが笑顔になれるまち」の実現に向けて取組んでまいりますので、市民の皆様や関係団体の皆様には、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたりまして、アンケート調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様と、計画策定にご尽力いただきました海老名市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様にお礼を申し上げます。

令和2年3月

海老名市長 内 野 優



## <目次>

### 第1章 地域福祉計画について

1	地域福祉計画の作成と背景について	2
(1)	社会の状況	2
(2)	「地域共生社会」の考え方	4
(3)	海老名市の状況	5
2	計画の目的	9
(1)	地域福祉計画	9
(2)	計画の位置づけ	10
3	計画の期間	11
4	作成の方法	12
(1)	会議体による計画内容の審議	12
(2)	アンケート調査による市民ニーズの把握	12
(3)	意見提出手続（パブリックコメント）の実施	12

### 第2章 地域福祉に関する 海老名市の現状

1	統計からみる海老名市の現状	14
(1)	人口及び世帯数の状況	14
(2)	少子高齢化の状況	15
(3)	障がい者の状況	19
(4)	生活保護受給の状況	20
2	アンケートからみる地域の現状	21
(1)	市民アンケートの結果	21
(2)	団体ヒアリングの結果	32
3	海老名市の地域福祉の課題	33
(1)	人づくりについて	33
(2)	地域づくりについて	33
(3)	しくみづくりについて	34

### 第3章 計画の基本的な考え方

1	目指すべき姿（基本理念）	36
2	圏域設定の考え方	36
3	海老名市6地区の現状	37
4	計画の基本目標	50

## 第4章 施策の展開

基本目標1 地域を支える人づくり	52
（1）地域福祉の担い手	52
（2）地域福祉の意識づくり	54
（3）福祉・介護人材の発掘・育成	56
基本目標2 安心して暮らしやすい地域づくり	58
（1）市民ネットワークの形成	58
（2）地域の拠点整備	60
（3）ボランティア活動等の推進	62
（4）暮らしやすい地域をつくるしくみ	64
（5）災害等における福祉的支援	66
基本目標3 包括的な支援のしくみづくり	68
（1）情報提供のしくみづくり	68
（2）相談支援のしくみづくり	70
（3）地域福祉に関する事業の健全育成	72
（4）心の健康を支えるしくみづくり	74
（5）協働社会への体制整備	76
（6）生活困窮者等の自立支援	78

## 第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進・評価の体制	82
（1）社会福祉協議会との協働	82
（2）計画推進にあたって	82
（3）計画の進捗管理・評価にあたって	83

## 資料編

（1）海老名市地域福祉計画策定委員会設置要綱	86
（2）海老名市地域福祉計画策定委員会 委員名簿	88
（3）計画の作成経過	89
（4）海老名市地域福祉計画 用語集	90

# 第1章 地域福祉計画について

# 1 地域福祉計画の作成と背景について

## (1) 社会の状況

地域福祉とは、自助・互助・共助・公助をバランス良く、組み合わせながら、住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるようにするしくみのことです。

近年の傾向として、全国的に少子高齢化、人口減少、単身世帯の増加、非正規労働者の増加等が進行しています。これらを背景として、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズが増大し、また、複雑化・多様化しています。

他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足等も進んでおり、地域における互助力も弱まりつつあります。

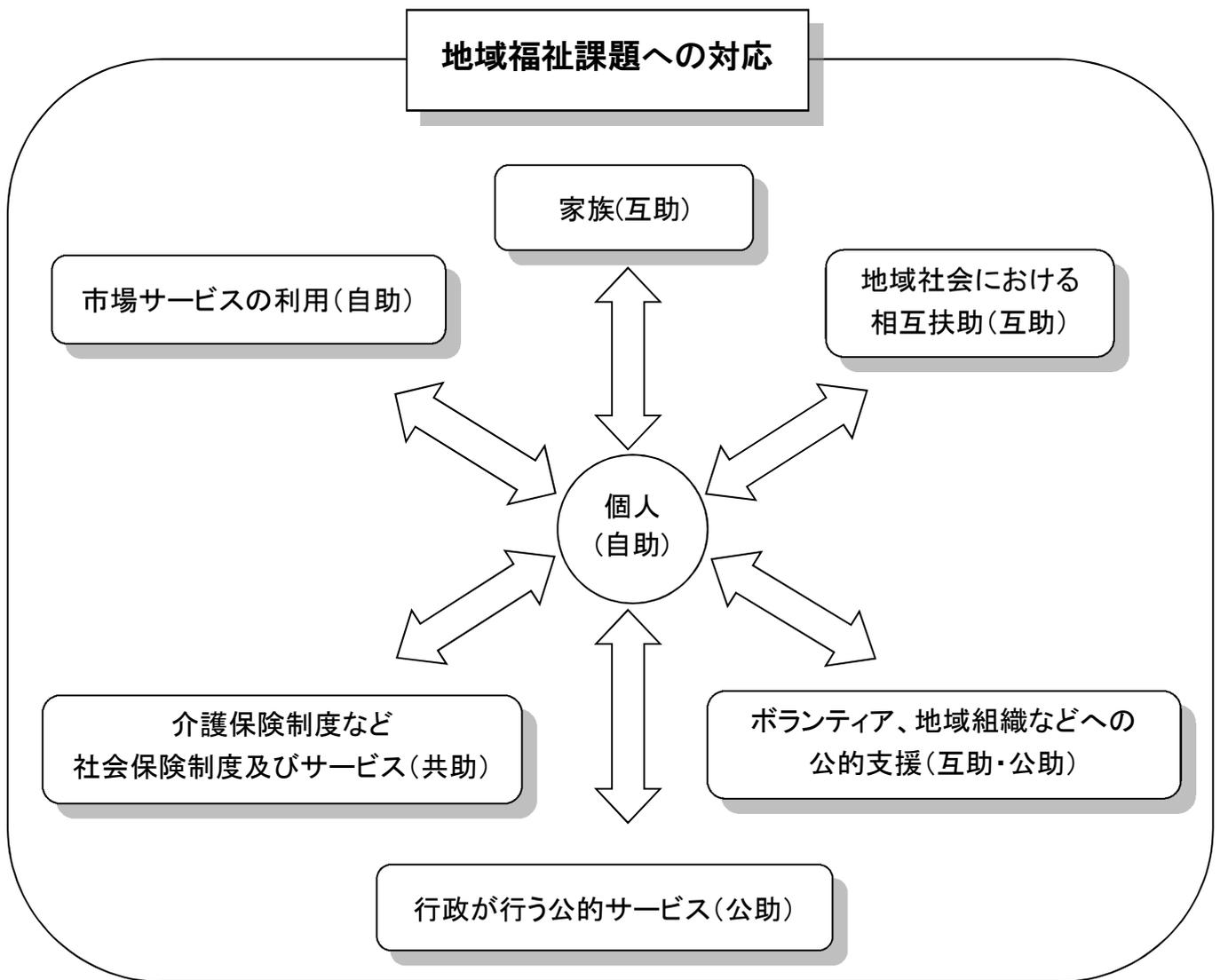
これらの結果として、ダブルケアや生活困窮者の社会的な孤立、8050問題等、必要な支援につながりにくい事例が各地で顕在化しています。令和7年(2025年)には65歳以上の人口が国民の3分の1を占め、また、令和22年(2040年)には65歳以上の人口がピークに達すると見込まれており、今後、このような問題はさらに深刻になることが想定されます。

このような中、共助を担ってきた社会保険、公助を担ってきた公的福祉も少子高齢化等の影響を受けており、効果的で持続可能な社会保障制度の構築が喫緊の課題として位置付けられてきました。今後の少子高齢化や経済成長の鈍化等の状況を見据え、個別制度の見直しにとどまらない、自助・互助・共助・公助全体のより適切なあり方の再構築が求められています。

すでに、制度改革の一環として福祉分野の改革も進められています。福祉分野の改革においては、従来、高齢者施策の一環として推進されてきた「地域包括ケアシステム」の高齢者以外への展開や、誰もが支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組みがはじまりました。

地域共生社会の実現に向けては、地域の実情に応じたしくみづくりが必要となることから、市町村地域福祉計画の役割がこれまで以上に重要となります。このような状況を背景として社会福祉法が改正され、平成29年(2017年)には市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

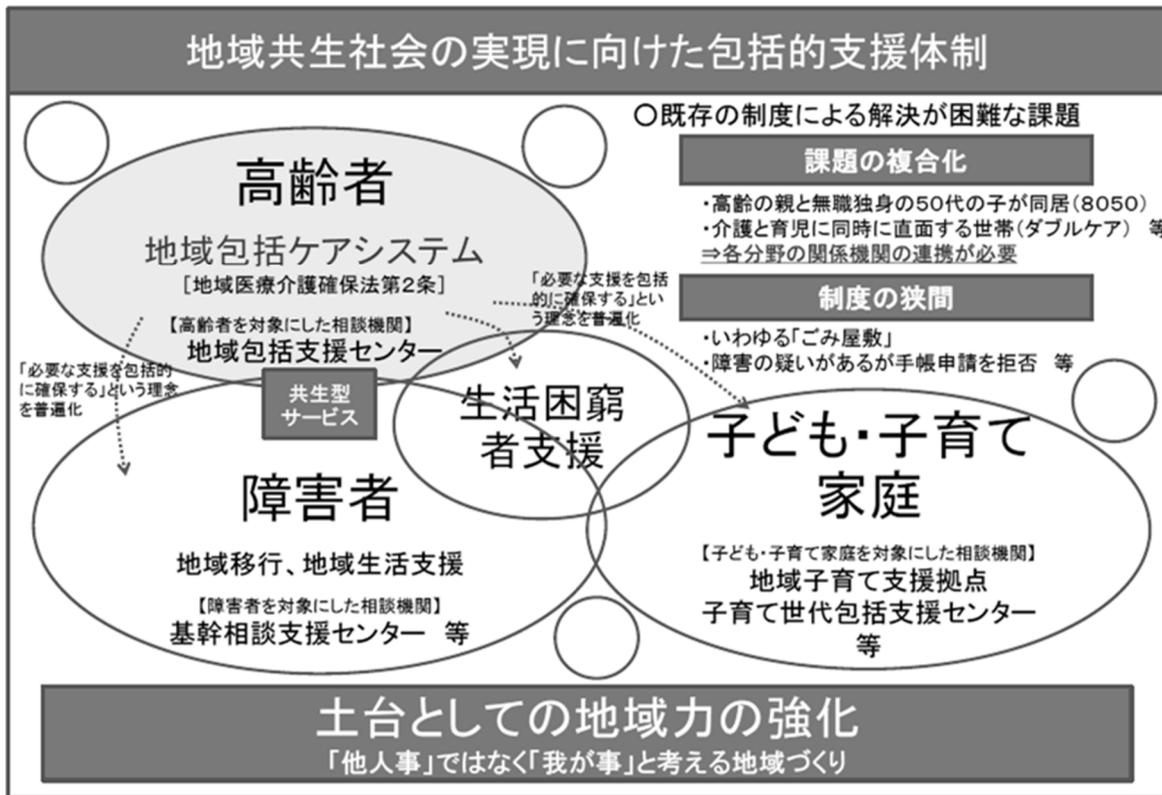
《自助・互助・共助・公助の概念図》



**(2) 「地域共生社会」の考え方**

「地域共生社会」は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会です。このため、①「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、②制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

**《地域共生社会の実現に向けた包括支援体制》**

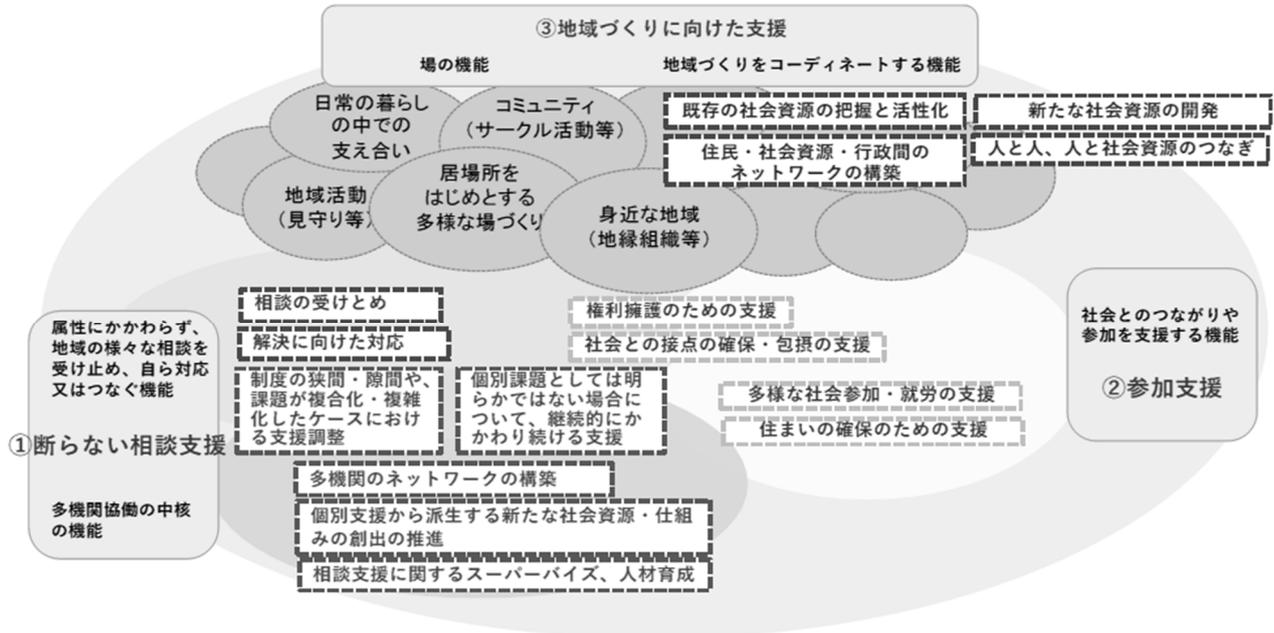


出典：厚生労働省

地域共生社会の実現に向けて、市町村には、包括的支援体制の整備が求められています。社会福祉法第106条の3では、「市町村は（略）、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」とうたわれており、市は、地域住民自身が地域福祉を推進し、また、他の住民の相談・情報提供にあたるようにするための環境整備に努めることとされています。

### ○地域福祉の新たなアプローチ

個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自立的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められています。



出典：厚生労働省

## (3) 海老名市の状況

### ○計画策定の背景

本市では、社会福祉法第107条に基づき、平成16年11月に地域福祉を総合的に推進することを目的に、「誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、人とのつながりを大切にしながら、安心して暮らしていけるまちづくりをめざして」という基本理念のもと、海老名市地域福祉計画を作成しました。

平成30年4月1日施行の改正社会福祉法において、本計画は、福祉の各分野における共通事項を定めた上位計画として位置づけられ、国から、策定ガイドラインに基づき新たに盛り込むべき事項が示されました。海老名市では、令和元年度をもって前計画の計画期間が終了するにあたり、社会情勢、地域の状況を踏まえるとともに、これまでの市民や海老名市、海老名市社会福祉協議会の取組みを土台として、より地域住民のニーズに沿った地域福祉の推進が図れるよう支えるしくみについて示します。

# 第1章 地域福祉計画について

## ○前計画の総括

前地域福祉計画では、3つの基本目標と13の施策の方向性を定め、地域計画の推進に取り組んできました。計画の見直しにあたって、これまでの取組みについて、以下のように整理しました。

		市の取組み方針	具体的事業の成果(H27～H30)
<b>基本目標1: 市民の支え合いによる地域福祉社会の実現をめざして</b>			
1-1 地域福祉の担い手	①	【地域福祉理念の啓発として】 福祉強調月間ポスター作成	【障害者週間】 12月の「障害者週間」に市内の図書館と協力したイベントの実施。 広報えびな12月1日号に特集記事の掲載。
	②	【地域福祉理念の啓発として】 ふれあいえびな福祉大会開催	【ふれあいえびな福祉大会】 H23まで開催。
	③	【地域福祉活動の担い手として】 民生委員児童委員活動の展開	【民生委員児童委員活動】 自治会や地区社会福祉協議会等の地域の団体と連携して地域の見守り活動を実施。
1-2 協働社会への体制整備	①	【協働社会整備のために】 地域福祉問題解決リーダーの養成と支援	今後も継続して検討。
	②	【協働社会整備のために】 県地域福祉コーディネーター養成事業への参加	地域福祉コーディネーターになり得る人材として、市行政職員、市社協職員、生活支援コーディネーター(第1層)からの人材発掘を検討。
1-3 自助・共助・公助の役割	①	【公助とは】 行政等が公的援助を提供すること	【避難行動要支援者名簿の作成】 災害時等において自力で避難することが困難な方「避難行動要支援者」に対して、災害発生時等における円滑な避難支援体制を構築するために名簿を作成し関係機関に配付。 【生活困窮者自立支援制度】 新に生活困窮者自立支援制度の担当係を設立し、生活保護に至る前の生活困窮者に対して、早期の支援をすることで自立の促進を図る。
	②	【公助とは】 子育て支援センター事業の展開	【相談事業】 子育てに関する相談支援を実施。月～土曜日、8:30～17:15 【サロン事業】 保護者同士の育児について話し合う中で、悩みや不安を解消する場としてスペース提供。 【病後児保育(愛称:いちごルーム)】 病み上がりの児童で通園・通学が心配、あるいは静養が必要だが自宅で保育ができない時に、一時的な保育を実施。 【ファミリー・サポート・センター】 保育園の送迎や、保護者の病気などの時、預かり保育等をする人(援助会員)が援助を受けたい人(利用会員)を支援する有償ボランティア制度。 【地域版子育て支援センター】 未就学児を持つ親子を対象に、遊び場の確保、保護者同士の交流の場として、地域の子育て拠点となる施設。現在は東部、南部、北部に設置。
1-4 地域をつくるしくみ	①	【地域コミュニティ活性化のために】 地域通貨導入の研究	今後も継続して検討。
	②	【地域コミュニティ活性化のために】 コミュニティビジネス起業支援の検討	【配食サービス】 安否確認が必要なひとり暮らし又は高齢者のみの世帯や障がい者で、食事の調理や買い物が必要な方を対象に、昼食又は夕食を届ける。 【ファミリー・サポート・センター】 保育園の送迎や、保護者の病気などの時、預かり保育等をする人(援助会員)が援助を受けたい人(利用会員)を支援する有償ボランティア制度。

		市の取組み方針	具体的事業の成果(H27～H30)
<b>基本目標2:安心と信頼のあるまちづくりをめざして</b>			
2-1 情報提供のしくみづくり	①	【きめ細かな情報提供のために】 情報提供手段の検討	【 <b>広報のバリアフリー化</b> 】 市発行刊物等については、ボランティア団体に補助し、文書の点訳や音声化を実施。また、ユニバーサルデザインの考え方を導入した広報誌の発行に取り組んでいる。
	②	【きめ細かな情報提供のために】 「広報えびな」全戸配布	【 <b>広報えびな全戸配布</b> 】 シルバー人材センターに広報えびなの全戸配布を業務委託し実施。
	③	【きめ細かな情報提供のために】 HPのWebアクセシビリティ指針の導入	【 <b>「JIS X 8341-2:2016」に沿ったウェブコンテンツ作り</b> 】 「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」の個別規格である「JIS X 8341-2:2016」に基づき、高齢者や障がい者だけでなく、一般の利用者も使いやすいウェブコンテンツを作成している。
	④	【きめ細かな情報提供のために】 えびなメール(安全安心メール)サービス事業の展開	【 <b>えびなメールサービス</b> 】 防災行政無線情報、海老名警察署からの通報・災害地震情報と、市の主要な事業やイベントの情報を登録者へ配信。 【 <b>防災ラジオの有償配付</b> 】 防災無線の内容が聞きづらい場所でも聞くことができる防災ラジオの有償配付を実施。
2-2 相談支援のしくみづくり	①	【相談体制整備のために】 よろず相談的な総合相談窓口開設の検討	今後も継続して検討。
	②	【相談体制整備のために】 各種相談窓口の開設	【 <b>障がい相談窓口「K.T.S.」事業</b> 】 障がい者やその家族等からさまざまな問題について、気軽に相談できる場としてH29に開設。 【 <b>えびな成年後見・総合相談センター</b> 】 成年後見制度の推進、市民後見人の活動支援、地域での制度普及のため、市では総合相談機能を持たせた成年後見センターを組織化し、海老名市社会福祉協議会へ業務委託する形でH28に開設。
	③	【相談体制整備のために】 民生委員・児童委員活動の展開	【 <b>民生委員児童委員活動</b> 】 一次相談窓口として、市民からの相談を受けた場合に、各関係機関へ円滑に繋がるように、民生委員児童委員へ情報提供・研修を実施。
2-3 地域医療の充実	①	【健康づくりのために】 病気予防や早期発見のため 「かかりつけ医」を持つことのPR	【 <b>かかりつけ医ハンドブックの作成</b> 】 医師会に業務委託しかかりつけ医ハンドブックを作成(H25年度最新)。
	②	【健康づくりのために】 母子成人高齢者保健事業、健康づくり推進事業の展開	【 <b>母子保健事業</b> 】 母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査や各種予防接種の実施。 【 <b>後期高齢者健康診査</b> 】 糖尿病等の生活習慣病の早期発見や重症化予防を目的とした健康診査を実施。 【 <b>えびな健康マイレージを実施</b> 】 自主的かつ積極的に健康づくりの一環として、がん検診等の受診や健康づくりの取組みによりポイントを集め、集めたポイントで賞品がもらえる。
	③	【健康づくりのために】 特定健診、がん検診の実施	【 <b>生活習慣病検診の実施</b> 】 対象の市民に向けて、がん検診(胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、肺がん、前立腺がん、口腔がん)やオーラルフレイル健診、肝炎ウイルス検診を実施。また糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するために、特定健康診査と併せて特定保健指導も実施。
	④	【健康づくりのために】 生きがい対策事業の展開	【 <b>高齢者敬老祝金等の贈呈</b> 】 長寿を祝うため、88歳、100歳以上の方へお祝い金やお祝い品を贈呈。

第1章 地域福祉計画について

		市の取組み方針	具体的事業の成果(H27～H30)
2-4 心の健康を支えるしくみづくり	①	【心の健康づくりのために】 趣味やスポーツによるストレス解消方法の提案	<b>【プール利用助成】</b> 65歳以上の方を対象に、高座施設組合屋内温水プール利用時に利用料金の半額を助成。 <b>【在宅介護者リフレッシュ事業の実施】</b> 要介護度4または5の方を在宅で介護している方を対象に、介護の負担軽減やリフレッシュを目的とし、はり・灸・マッサージ・指圧等施術費助成券、日帰り温泉施設利用費助成券、温泉施設宿泊費助成券を交付。 <b>【趣味の教室】</b> 趣味を通じた仲間づくりにより、充実感あふれる積極的な老後の日々が過ごせるよう「高齢者生きがい教室」を開催。 <b>【高齢者生きがい会館運営事業】</b> 高齢者の社会参加や学習機会の充実を目的とした、高齢者生きがい会館の運営。
	②	【心の健康づくりのために】 各種相談窓口の開設	<b>【健康相談事業(こころの相談)】</b> 市民の心の健康に関して、臨床心理士による「こころの相談」を月1回実施(予約制)。
2-5 バリアフリー等の推進	①	【バリアフリー実現のために】 ハード面の基盤整備(市民との協働として)	<b>【公共建築物バリアフリー化事業】</b> 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、障がい者に配慮した公共建築物の改修及び建築。 <b>【都市公園整備事業】</b> 市内の公園を改修し、障がいの有無に関わらず利用しやすい環境を整備。 <b>【小・中学校のバリアフリー化事業】</b> 障がいの特性に合わせ、必要な備品等の購入や施設の補修を実施。みんなのトイレ等を含めた核施設の補修を実施。車いすでの移動に支障がないよう、必要となる児童生徒が通う学校には階段昇降機を設置。
	②	【バリアフリー実現のために】 高齢・障がい福祉事業の展開	<b>【こころのバリアフリー事業】</b> 障がい当事者や関係団体で構成される「海老名市こころのバリアフリー実行委員会」に企画、運営を委託。文化会館で講演会を実施。また、障害者週間キャンペーンや障がい者スポーツ体験を実施。
基本目標3: 地域福祉に関する活動への住民参加の促進をめざして			
3-1 市民ネットワークの形成(小地域ネットワーク)	①	【近所づきあいの再構築のために】 自治会、町内会活動へのサポート	<b>【高齢者地域ふれあい事業】</b> 高齢者が地域住民の交流の場に参加することにより、外出の機会となり、日常生活の活性化を図るため、実施。 <b>【ふれあいランチ事業】</b> 高齢独居の方を対象に、楽しく食事をすることで、交流を広げ、健康増進を図るため実施。
	②	【近所づきあいの再構築のために】 民生委員児童委員活動の展開	<b>【ひとり暮らし高齢者ふれあい交流会】</b> 高齢独居の市民の方を対象に、バス旅行や昼食会を実施して、近所の方とのつながりを図った。
	③	【地域福祉ネットワークの構築のために】 地域福祉推進のための、新しい組織作りの研究	<b>【地区社会福祉協議会の設立】</b> 海老名市社会福祉協議会にて、地区社会福祉協議会の設立を実施。
3-2 地域の拠点整備	①	【交流の場づくりとして】 自治会館の設置及び運営への援助	<b>【自治会集会所等建設費の貸付】</b> 自治会等が自治会館や公民館または集会所を建設する際に、その事業費の一部について、無利子での貸付を実施。
	②	【交流の場づくりとして】 コミセン、公園等の公的福祉施設の設置及び運営	今後とも継続して検討。
3-3 ボランティア活動等の推進	①	【ボランティア振興のために】 社協ボラセンとの連携	<b>【広報びな等の音声訳・点訳】</b> 個別のボランティア団体との関りとしては、市発行刊行物等の点訳や音声化を市の補助により実施。
	②	【ボランティア振興のために】 各団体のNPO法人化支援	今後とも継続して検討。
3-4 福祉教育システムの構築	①	【学習機会の提供のために】 学校教育での福祉教育の実践	今後とも継続して検討。

## 2 計画の目的

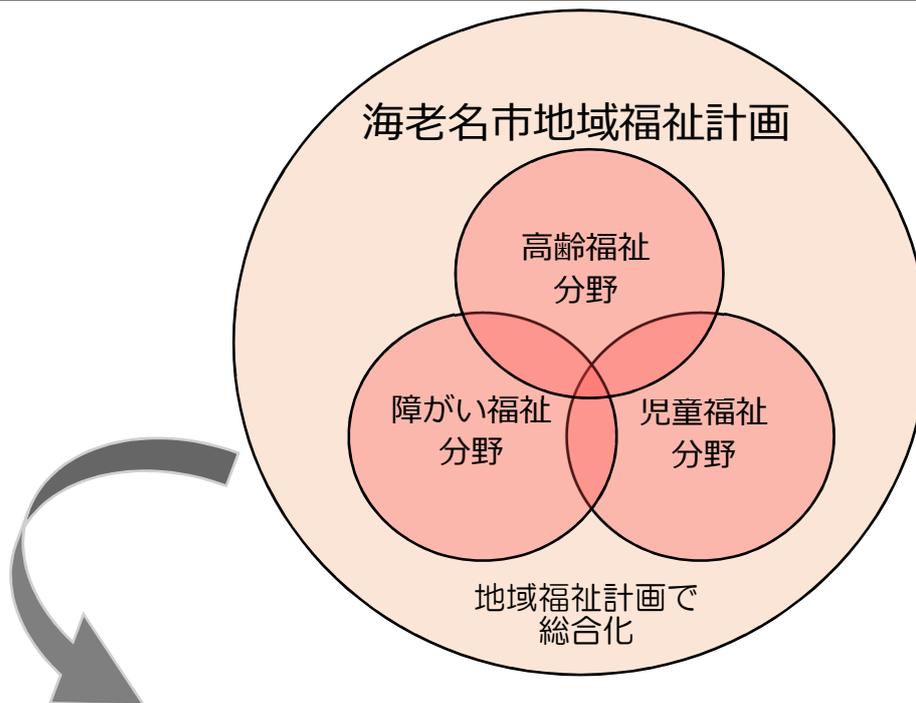
### (1) 地域福祉計画

本市地域福祉計画は、社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）に基づく法定計画です。

#### 《福祉分野の個別計画と地域福祉計画》

##### 社会福祉法第107条

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項



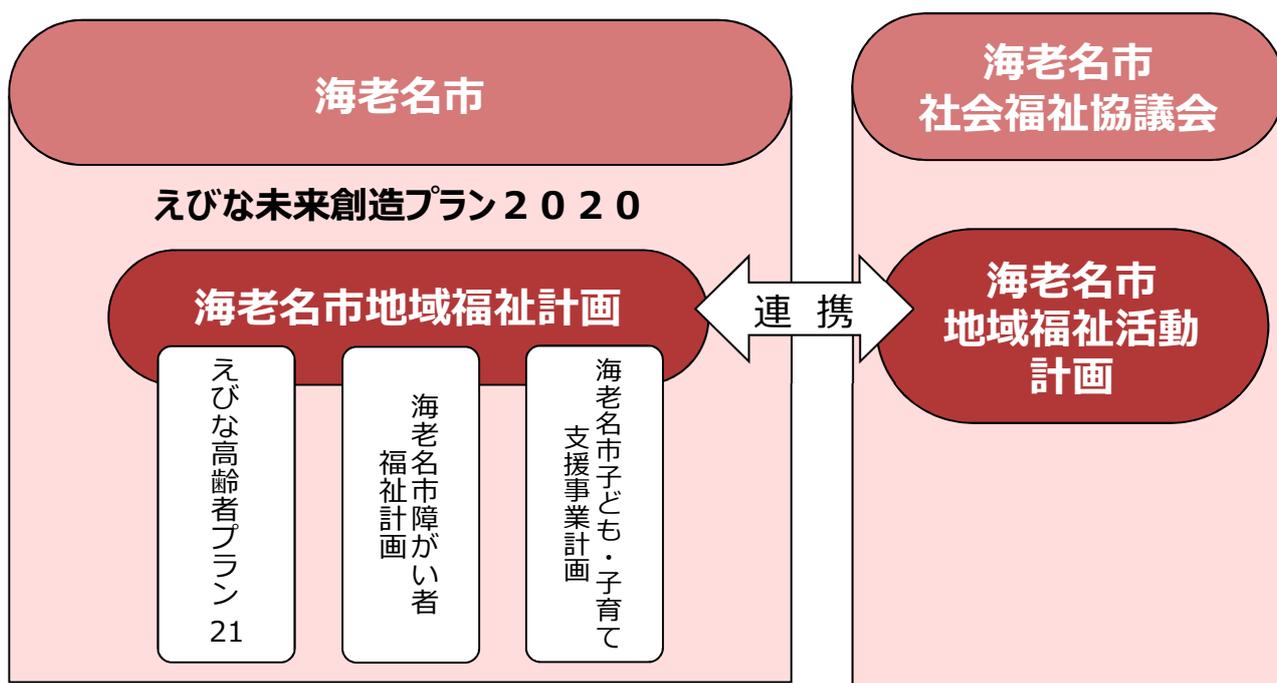
#### 【分野を横断する取組み】

- 地域包括ケアシステム（包括的で継続的な支援）
- 住民参加型活動の推進（生活支援・援助サービス、支え合い活動、団体との連携）
- 担い手（ボランティア・サポーター等）の育成・確保
- 啓発・教育・情報提供（福祉への理解）
- 相談支援（総合相談・相談ネットワーク）
- 社会参加・交流・生きがい（居場所、参加・交流機会）
- 安全・安心（見守り・孤立防止・災害時避難行動支援、困窮者支援、権利擁護・成年後見制度利用促進）
- まちのバリアフリー、ユニバーサルデザイン など

## (2) 計画の位置づけ

本計画は市の最上位計画である「えびな未来創造プラン2020」に則した内容となっており、各実行計画である「えびな高齢者プラン21」、「海老名市障がい者福祉計画」、「海老名市子ども・子育て支援事業計画」の上位計画として、地域福祉の方向性を示しています。

また、海老名市社会福祉協議会が作成している「地域福祉活動計画」と連携をとった計画となっています。



海老名市イメージキャラクター  
えび〜にゃ

### 3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。なお、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

(海老名市における関連計画の期間)

平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
海老名市第四次総合計画 (平成20年度から12年間)							えびな未来創造プラン2020 (10年間)						
海老名市地域福祉計画 (平成22年度から9年間)							海老名市地域福祉計画 (5年間)						
第5期 えびな高齢者プラン21 (3年間)			第6期 えびな高齢者プラン21 (3年間)			第7期 えびな高齢者プラン21 (3年間)			第8期 えびな高齢者プラン21 (3年間)				
海老名市障がい者福祉計画 【第3期】 (3年間)		海老名市障がい者福祉計画 【第4期】 (3年間)		海老名市障がい者福祉計画 【第5期】 (3年間)		海老名市障がい者福祉計画 【第6期】 (3年間)							
			海老名市子ども・子育て支援事業計画 (5年間)				第2期海老名市子ども・子育て 支援事業計画 (5年間)						

## 4 作成の方法

### (1) 会議体による計画内容の審議

#### ○海老名市地域福祉計画策定委員会

改定作業を円滑におこなうため海老名市地域福祉計画策定委員会を設置しました。同委員会は、海老名市民生委員児童委員協議会、自治会、海老名市社会福祉協議会それぞれから選出、そして市職員で構成され、計画の改定にあたり必要な事項の検討や調整を行いました。

### (2) アンケート調査による市民ニーズの把握

#### ○地域福祉に関するアンケート調査（市民対象）

市民の意見や考え方を把握し、計画に反映させるために、市内居住の18歳以上の市民1,300人（無作為抽出）を対象に、令和元年8月29日から令和元年9月13日まで市民アンケートを実施したところ、491人（回答率37.8%）から回答を得ました。

#### ○地域福祉に関するアンケート調査（団体関係者）

地域福祉に関する団体関係者の意見や考え方を把握し、計画に反映させるため、海老名市社会福祉協議会と、海老名市民生委員児童委員協議会にヒアリング調査を実施しました。

### (3) 意見提出手続（パブリックコメント）の実施

広く市民の意見や要望等を収集するため、令和元年12月26日から令和2年1月24日まで意見提出手続（パブリックコメント）を実施しました。

受付方法：任意の書式による福祉政策課窓口への持込み、郵送または市ホームページのお問い合わせフォームでの提出

周知方法：広報えびな及び市ホームページ

素案閲覧方法：福祉政策課の窓口及び市ホームページ

意見提出者：1名

意見数：1件

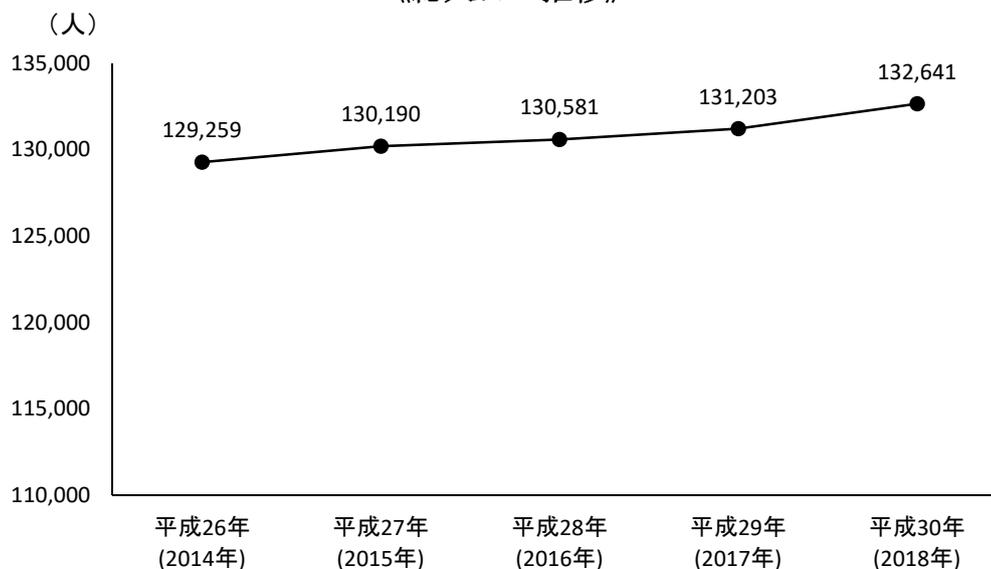
## **第2章 地域福祉に関する 海老名市の現状**

# 1 統計からみる海老名市の現状

## (1) 人口及び世帯数の状況

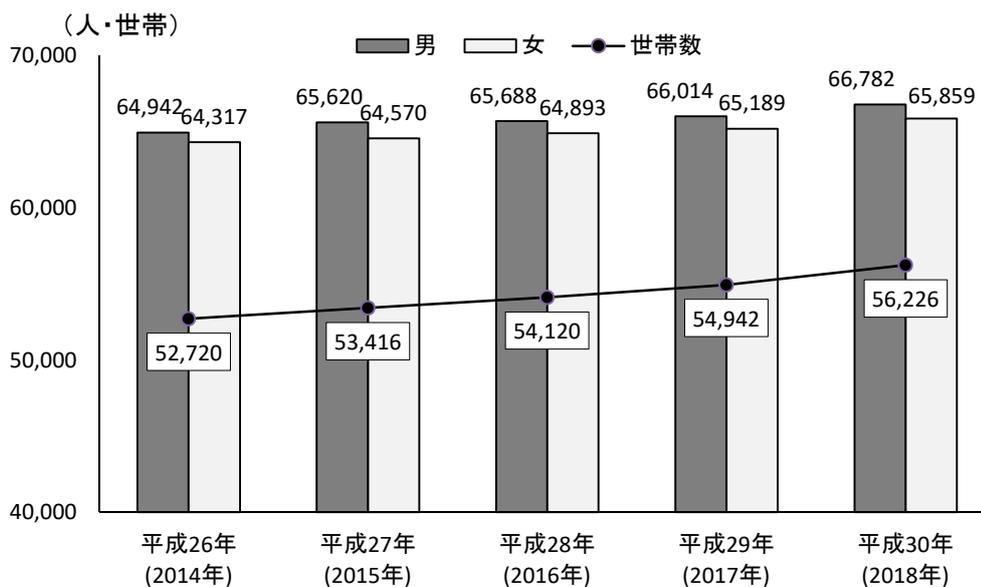
海老名市の人口は、増加の傾向にあり、直近5年の間でおよそ3,400人増加しています。また、世帯数についても約3,500世帯増加しています。

《総人口の推移》



出典：統計えびな（IT推進課、各年10月1日現在）

《男女別人口・総世帯数の推移》



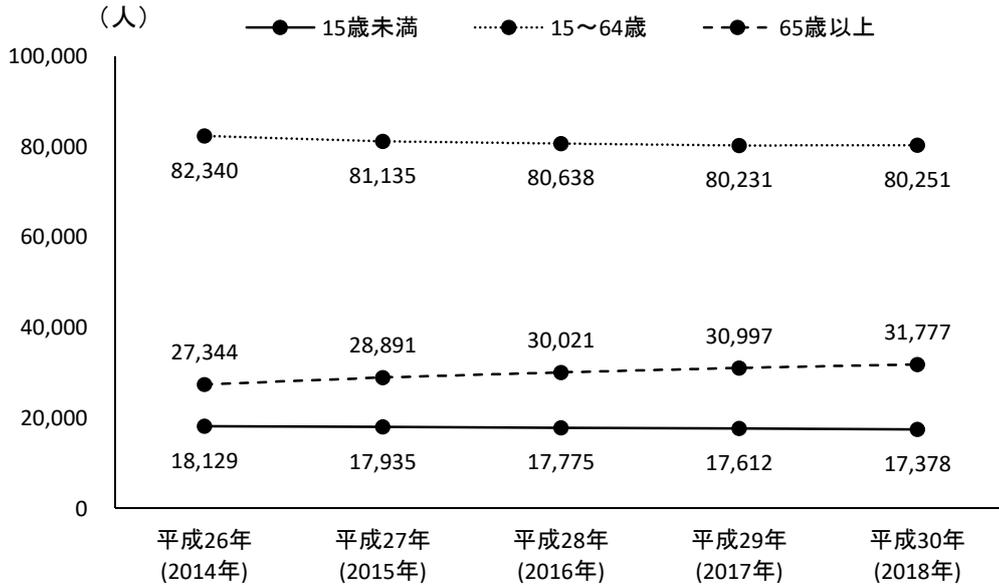
出典：統計えびな（IT推進課、各年10月1日現在）

**(2) 少子高齢化の状況**

○年齢階層別人口

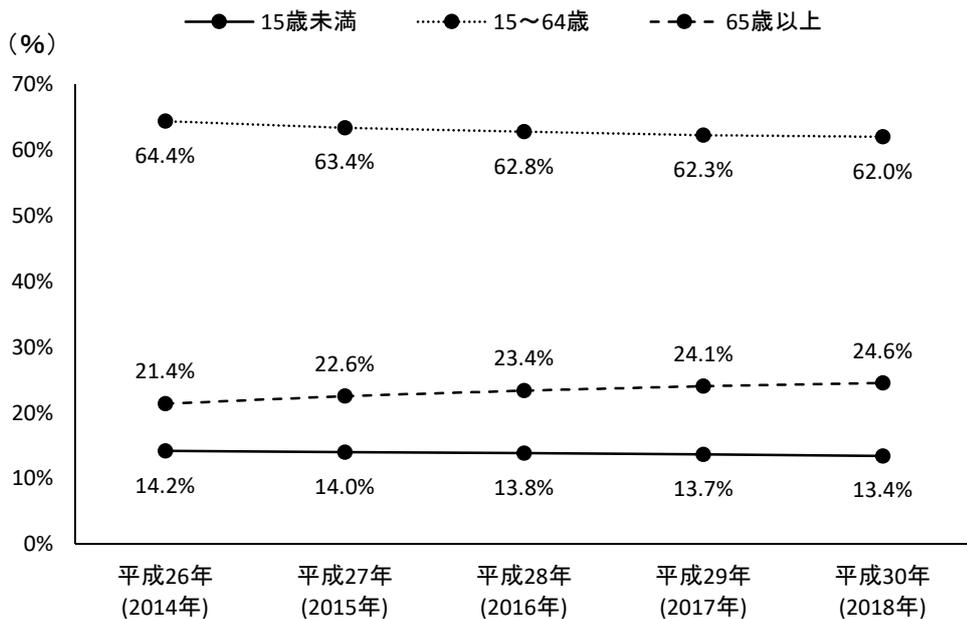
海老名市の15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は、直近5年の間、横ばいとなっています。これに対し65歳以上の高齢者人口は約4,400人、3.2ポイントの増加傾向となっています。

《年齢階層別人口の推移》



出典：統計えびな（窓口サービス課、各年1月1日現在）

《年齢階層別人口比率の推移》



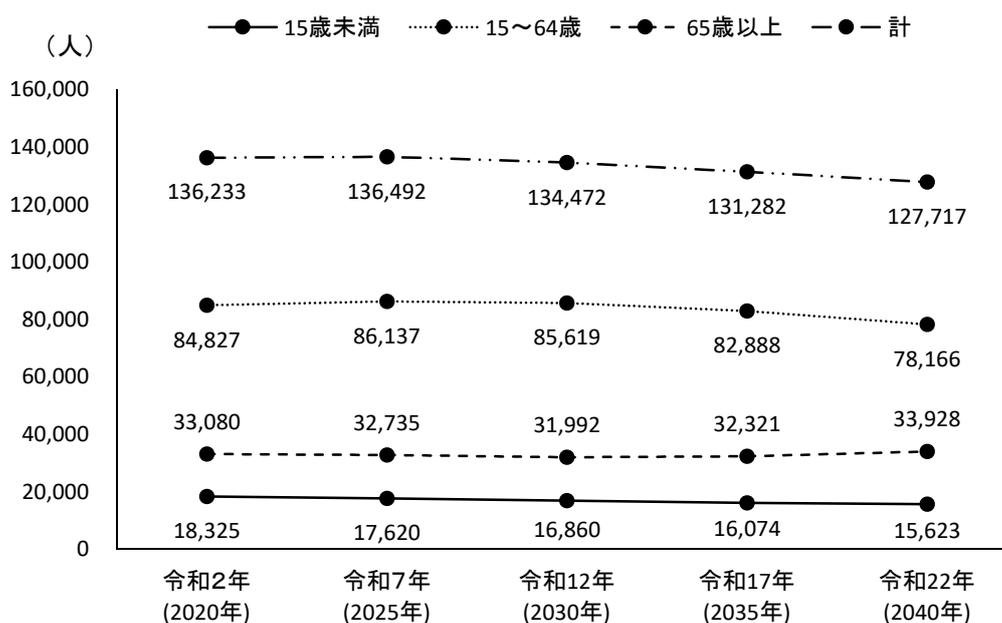
出典：統計えびな（窓口サービス課、各年1月1日現在）

## 第2章 地域福祉に関する 海老名市の現状

海老名市における今後の人口推計によれば、令和7年（2025年）を境として、減少することが予測されます。令和2年（2020年）から令和22年（2040年）までの間に総人口は約8,500人減少し、6.3%落ち込むことが見込まれます。

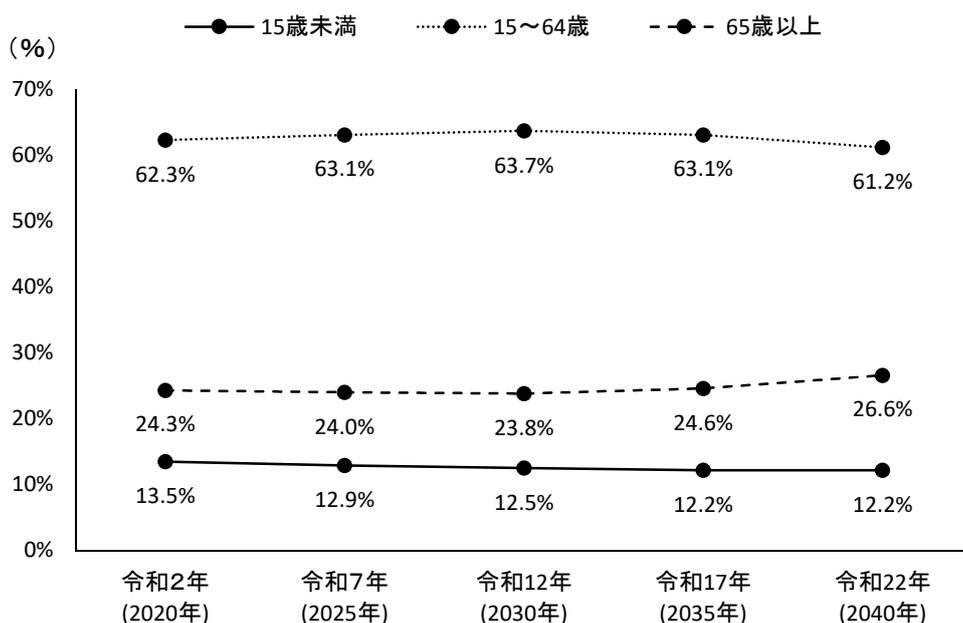
また、年齢階層別にみると、15歳未満の年少人口と15歳から64歳の生産年齢人口が減少するため、高齢化率は令和2年（2020年）から令和22年（2040年）までの間に2.3ポイントの増加となるが見込まれます。

### 《将来の年齢階層別人口の推移（推計）》



出典：海老名市人口ビジョン

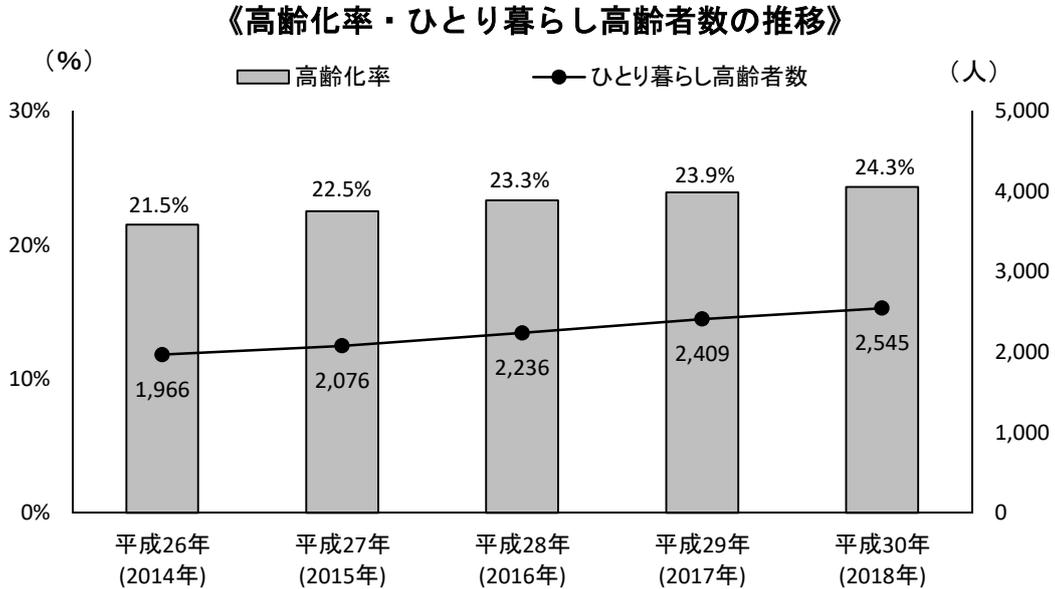
### 《将来の年齢階層別人口比率の推移（推計）》



出典：海老名市人口ビジョン

### ○高齢者人口・ひとり暮らし高齢者

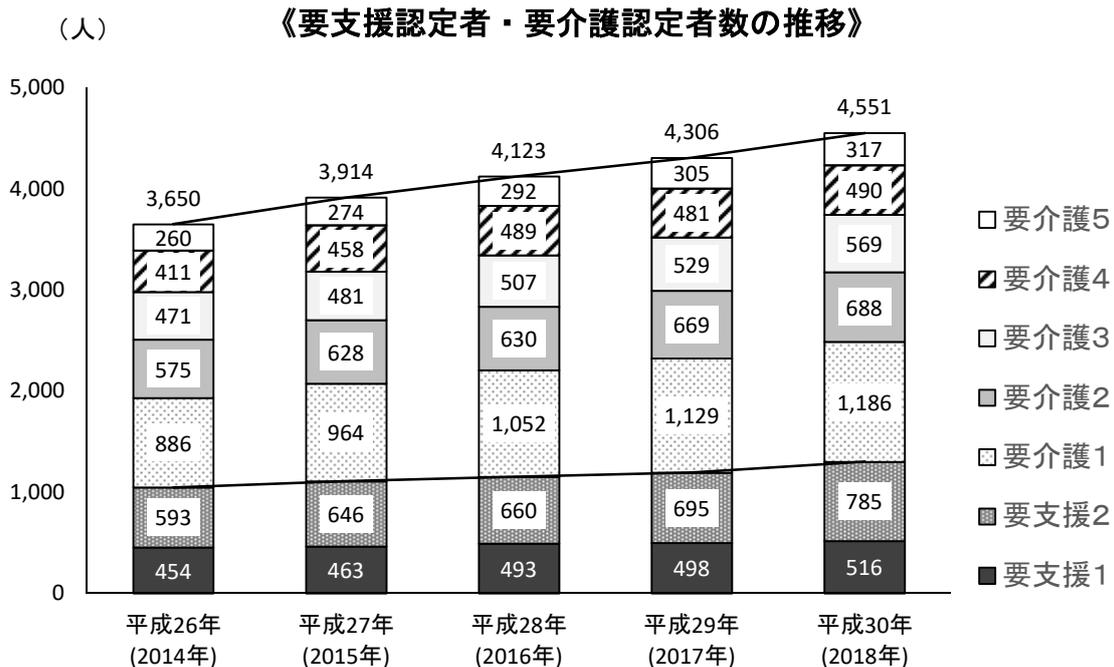
海老名市における高齢化率は平成30年度（2018年）において24.3%であり、およそ4人に1人が高齢者となっています。また、ひとり暮らしの高齢者数は毎年100人程度増加しています。



出典：統計えびな（地域包括ケア推進課、各年4月1日現在）

### ○要支援認定・要介護認定状況

海老名市では、高齢者人口の増加とともに要支援・要介護認定を受けている人も増加し続けています。直近5年の間に、要支援・要介護認定者の総数は、約900人増加しています。

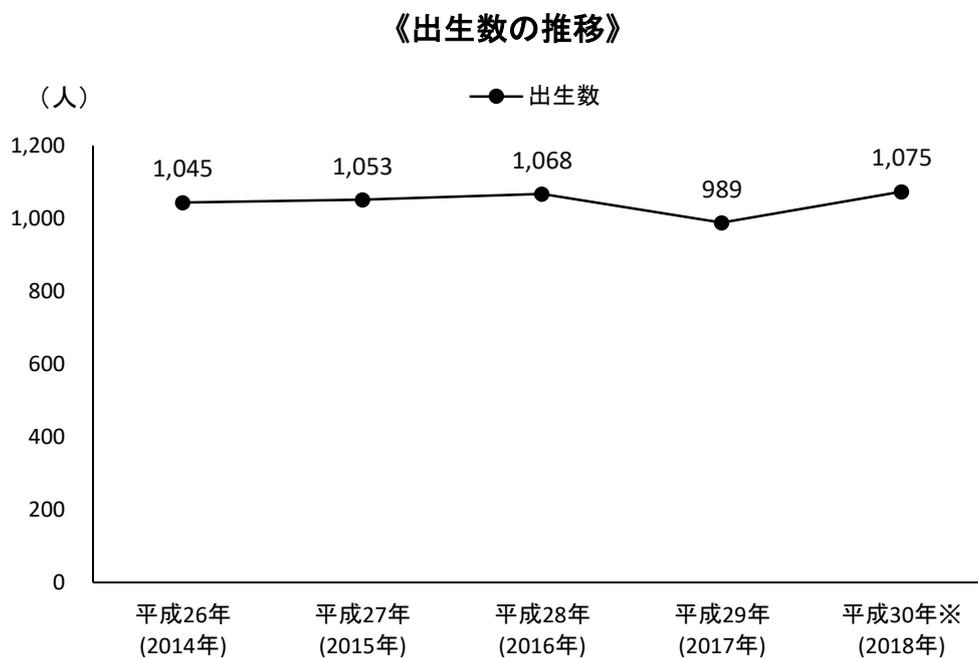


出典：神奈川県介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

## 第2章 地域福祉に関する 海老名市の現状

### ○出生数

海老名市における出生数は平成30年（2018年）において1,075人であり、平成29年（2017年）を除き、増加傾向にあります。

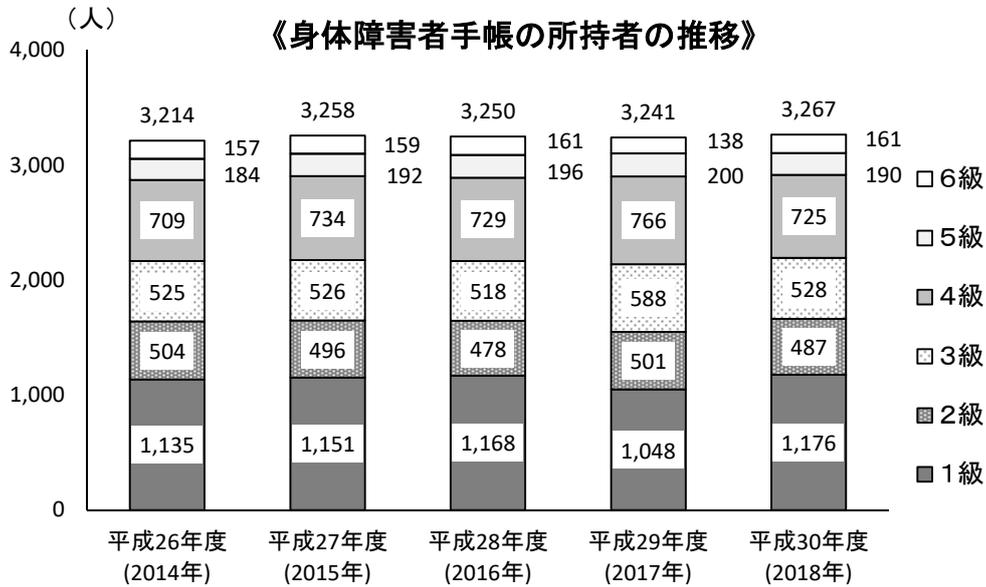


出典：神奈川県衛生統計年報  
※神奈川県年齢別人口統計調査

**(3) 障がい者の状況**

**○身体障害者手帳の所持者**

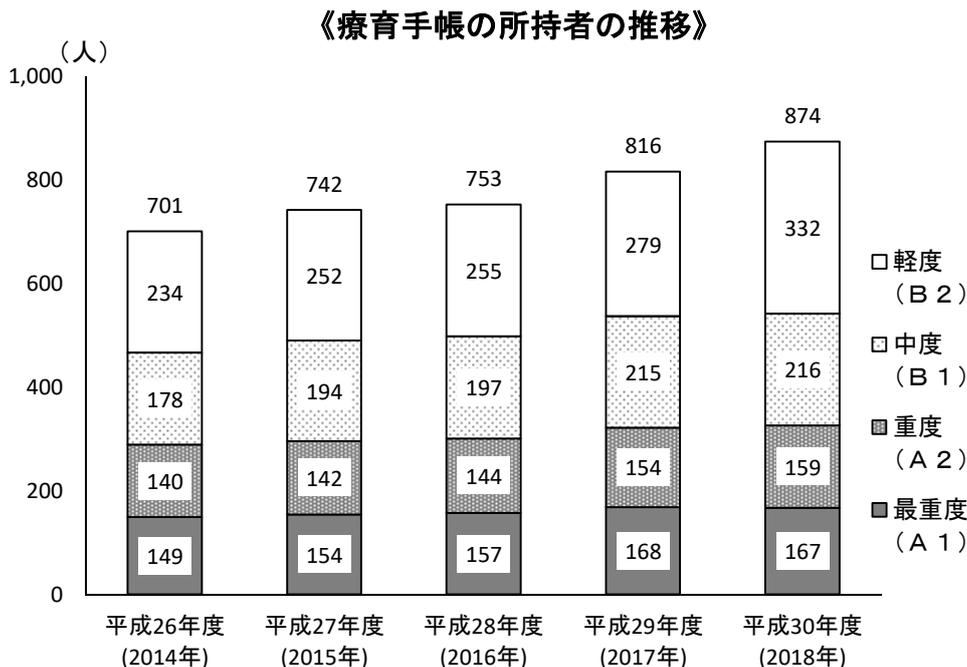
海老名市における身体障害者手帳の所持者は、平成30年（2018年）において3,267人であり、直近5年の間、横ばいとなっています。



出典：統計えびな（障がい福祉課、各年4月1日現在）

**○療育手帳の所持者**

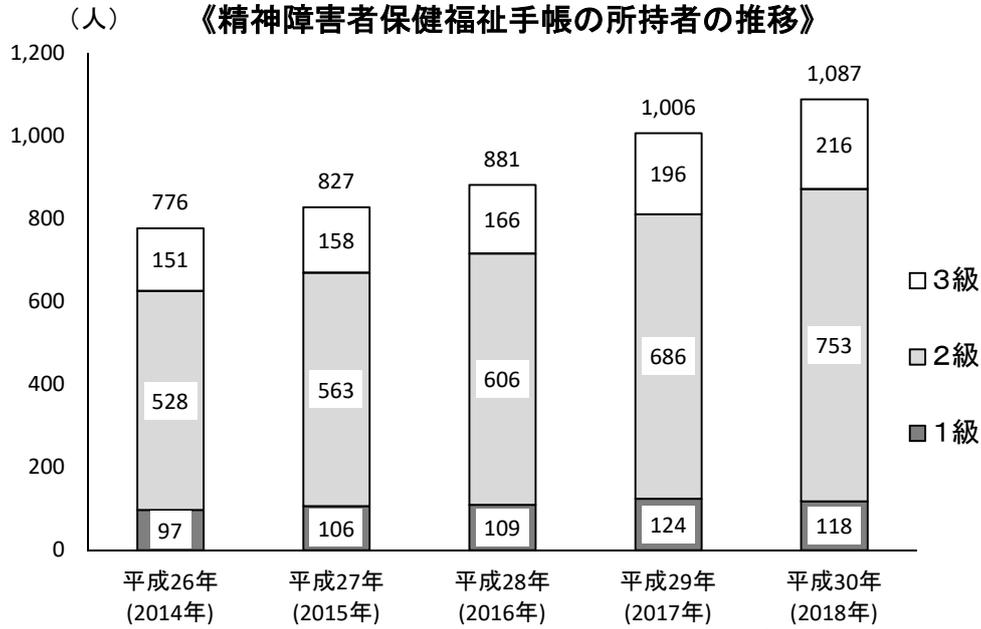
海老名市における療育手帳の所持者は、平成30年（2018年）において874人であり、直近5年の間、増加傾向にあります。



出典：統計えびな（障がい福祉課、各年4月1日現在）

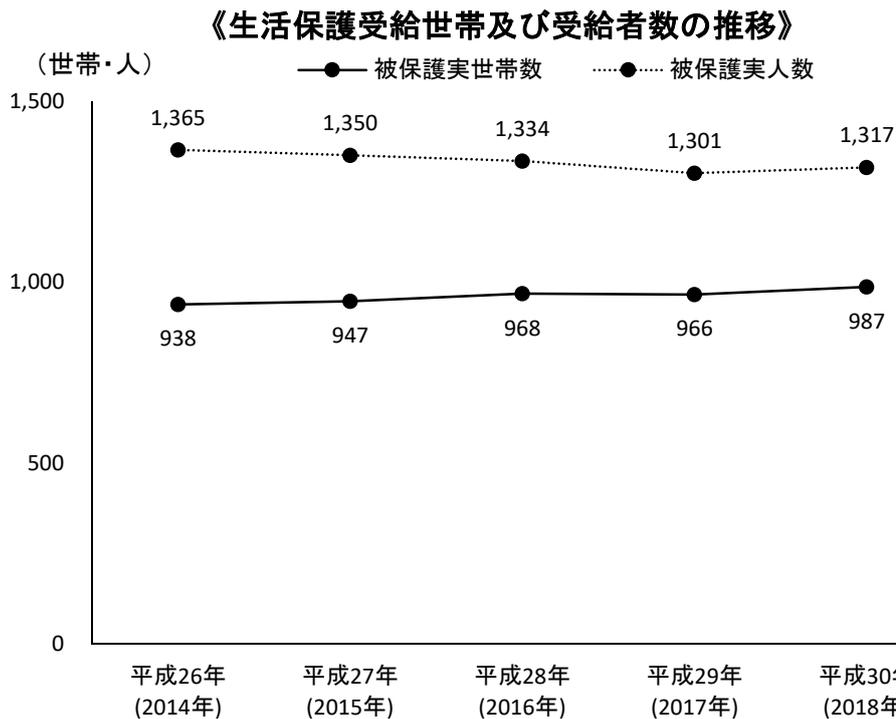
○精神障害者保健福祉手帳

海老名市における精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成30年（2018年）において1,087人であり、直近5年の間、増加傾向にあります。



（4）生活保護受給の状況

海老名市における生活保護受給世帯及び受給者数は、平成30年（2018年）において987世帯、1,317人であり、直近5年の間、受給者数はわずかに減少傾向にある一方、受給世帯は若干の増加傾向にあります。



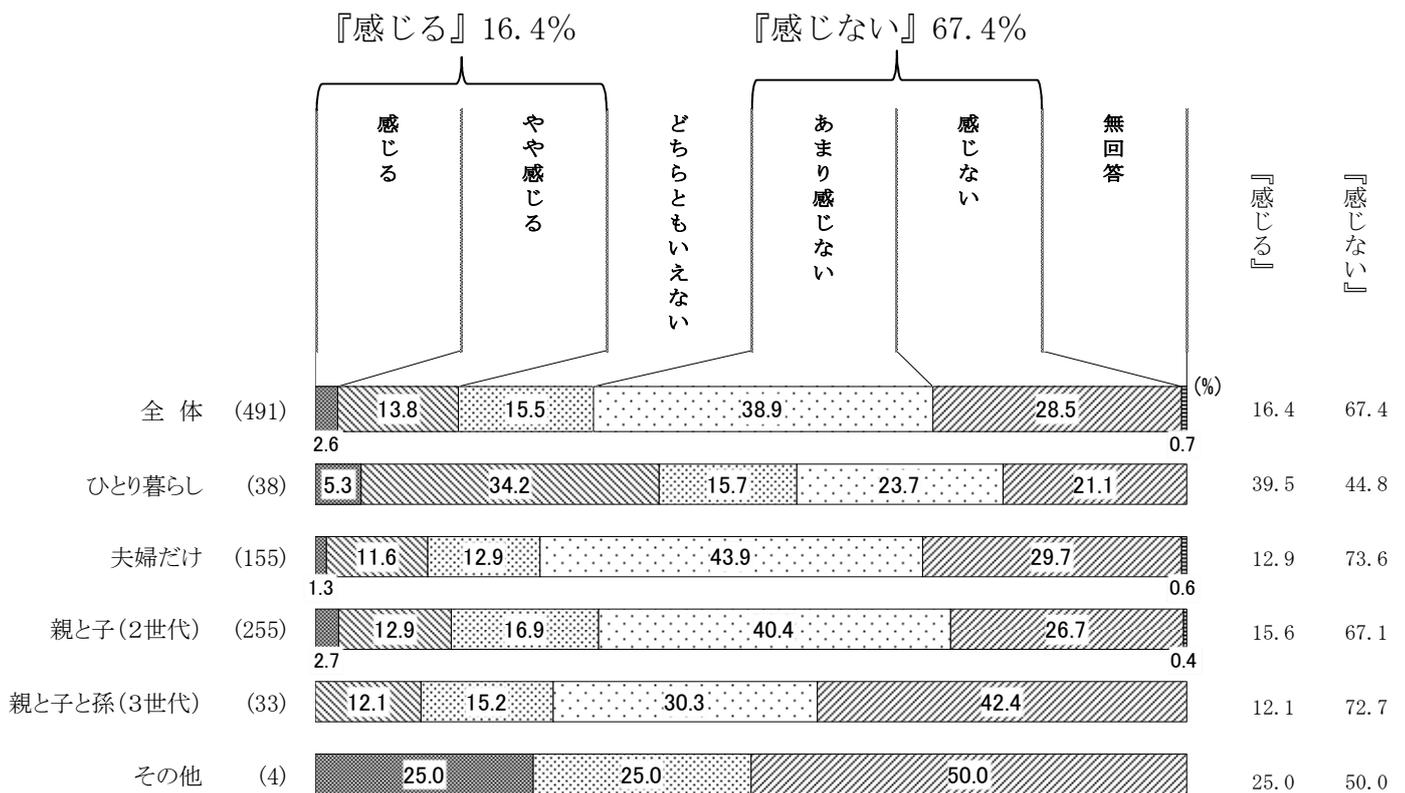
## 2 アンケートからみる地域の現状

### (1) 市民アンケートの結果

地域福祉に関する市民の意識や考え方を把握するため、市内居住の18歳以上の市民1,300人(無作為抽出)を対象に市民アンケートを実施したところ、491人(回答率37.8%)から回答を得、その結果、次のような傾向が見受けられます。

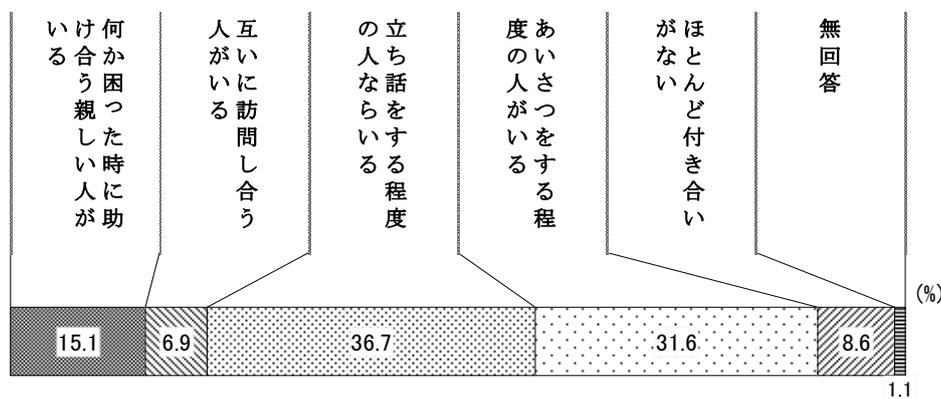
#### ○地域での孤立感

地域での孤立感について聞いたところ、「感じる」(2.6%)と「やや感じる」(13.8%)を合わせた『感じる』は16.4%でした。これを世帯構成別でみると、「ひとり暮らし」が39.5%で全体に比べて高くなっています。



○となり近所との付き合いの程度

となり近所との付き合いの程度について聞いたところ、「立ち話をする程度の人ならいる」が36.7%、「あいさつをする程度の人がいる」が31.6%で高く、近所とは積極的な付き合いを持たない人が多いことがうかがえます。



○「近所付き合いとしてできると思うこと」と「近所付き合いとしてしてほしいこと」上位4項目の比較

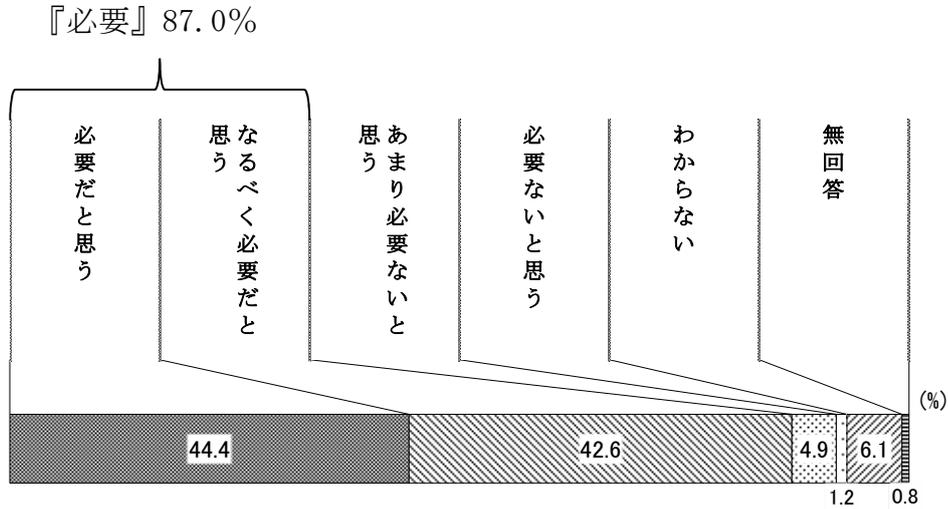
近所付き合いとしてできると思うことについて聞いたところ、全体では「災害時の避難の手助け」が72.5%、「安否確認の声かけ」が71.5%で特に高くなっています。反対に、近所付き合いとしてしてほしいことについて聞いたところ、全体では「災害時の避難の手助け」が71.3%、「安否確認の声かけ」が46.8%で特に高くなっています。このことから、助け合いのできることと、してほしいことの要望は同じであることがうかがえます。

	第1位	第2位	第3位	第4位
近所付き合いとしてできると思うこと	災害時の避難の手助け (72.5%)	安否確認の声かけ (71.5%)	話し相手 (35.8%)	高齢者などの見守り (33.8%)
近所付き合いとしてしてほしいこと	災害時の避難の手助け (71.3%)	安否確認の声かけ (46.8%)	高齢者などの見守り (17.1%)	話し相手 (15.7%)

※複数回答可

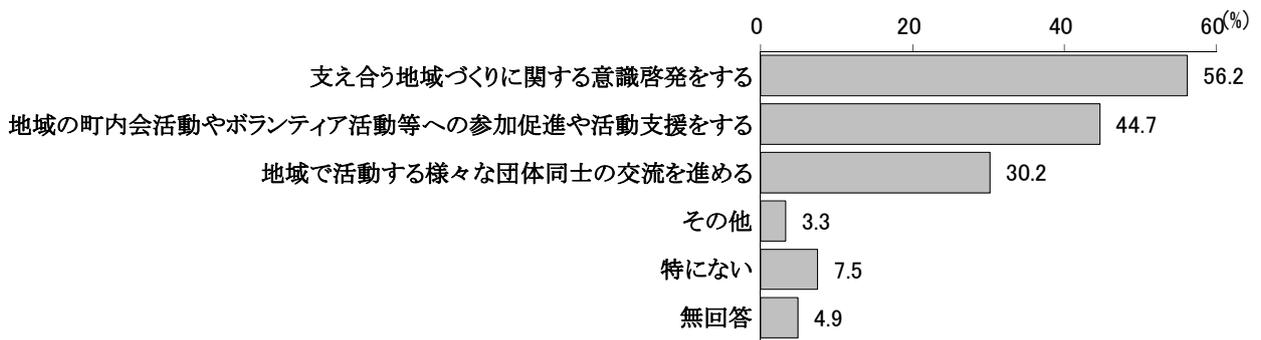
○近隣住民同士の支え合いの必要性

近隣住民同士の支え合いの必要性について聞いたところ、「必要だと思う」(44.4%)と「なるべく必要だと思う」(42.6%)を合わせた『必要』は87.0%を占めています。



○ともに支え合う地域づくりのための必要な市の支援

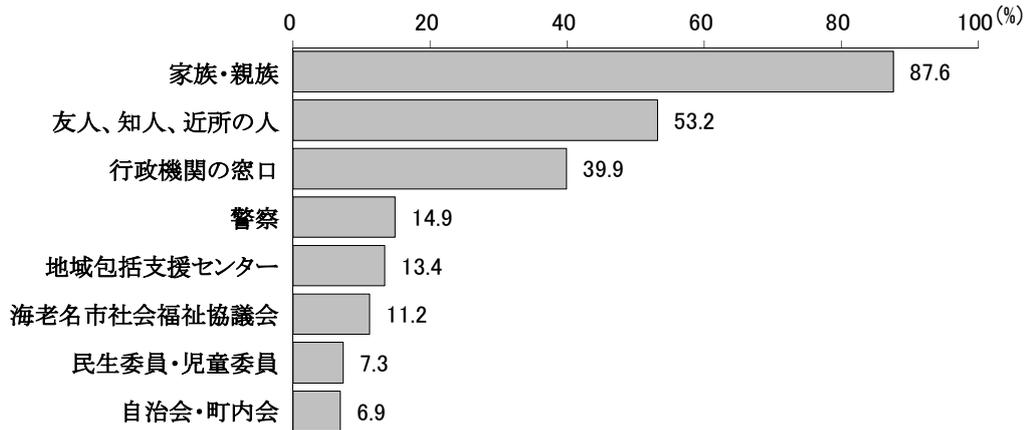
ともに支え合う地域づくりのための必要な市の支援については、「支え合う地域づくりに関する意識啓発をする」が最も高く、56.2%でした。以下、「地域の町内会活動やボランティア活動等への参加促進や活動支援をする」(44.7%)、「地域で活動する様々な団体同士の交流を進める」(30.2%)の順になっています。



※複数回答可

○暮らしの中の困り事や悩みごとの相談先（上位8項目）

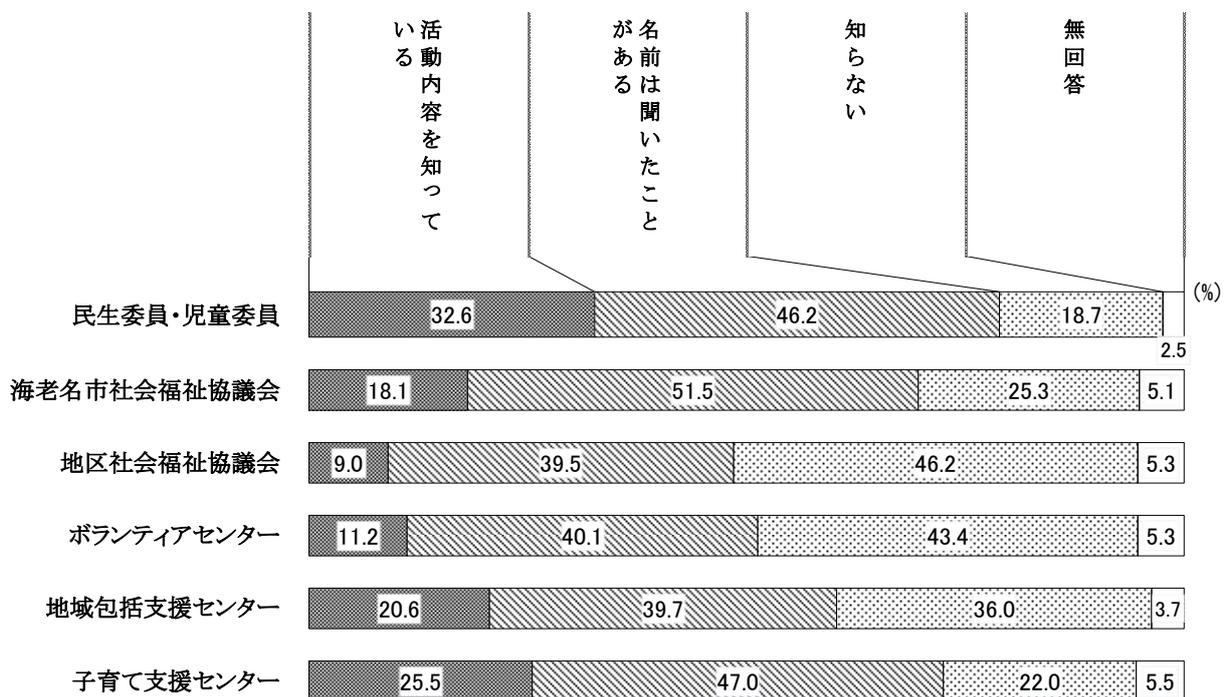
暮らしの中の困り事や悩みごとの相談先について聞いたところ、「家族・親族」が最も高く、87.6%でした。以下、「友人、知人、近所の人」（53.2%）、「行政機関の窓口」（39.9%）の順になっています。このことから、多くの人が困り事や悩み事を抱えた際は身近な人に相談していることと、公的機関での相談支援も求められていることがうかがえます。



※複数回答可

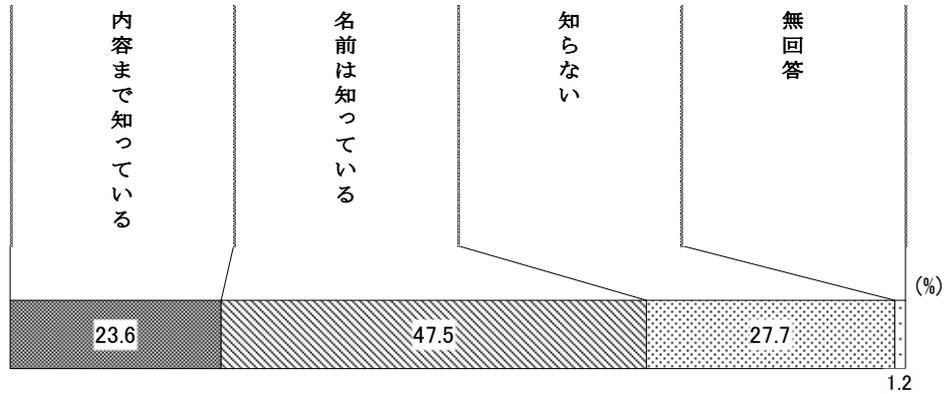
○地域福祉活動に関する組織や拠点の認知度

地域福祉活動に関する組織や拠点の認知度について聞いたところ、「活動内容を知っている」と回答した割合が高い項目については、「民生委員・児童委員」（32.6%）、「子育て支援センター」（25.5%）、「地域包括支援センター」（20.6%）でした。一方、「知らない」と回答した割合が高い項目については「地区社会福祉協議会」（46.2%）、「ボランティアセンター」（43.4%）、「地域包括支援センター」（36.0%）となっています。



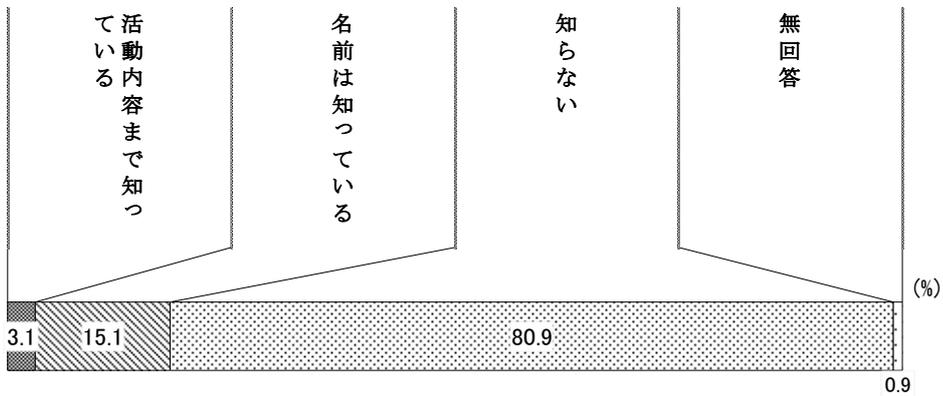
○成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度については、「名前は知っている」が最も高く、47.5%でした。以下、「知らない」(27.7%)、「内容まで知っている」(23.6%)の順になっています。



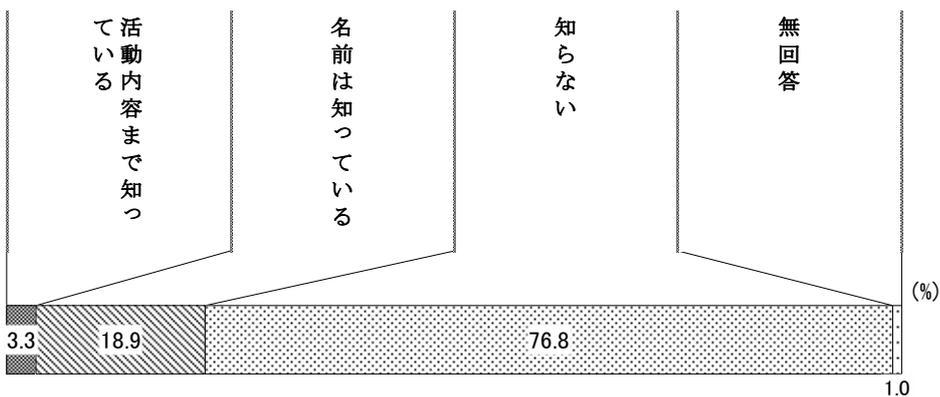
○えびな成年後見・総合相談センターの認知度

えびな成年後見・総合相談センターの認知度については、「知らない」が最も高く、80.9%でした。以下、「名前は知っている」(15.1%)、「活動内容まで知っている」(3.1%)の順になっています。



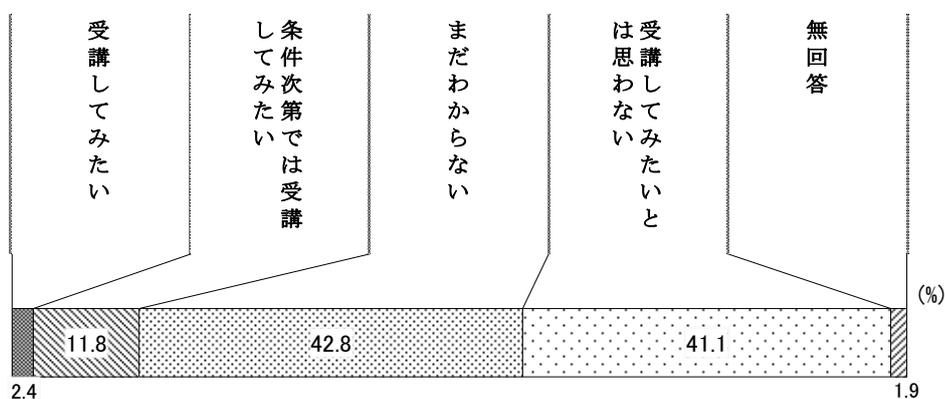
○市民後見人制度の認知度

市民後見人制度の認知度については、「知らない」が最も高く、76.8%でした。以下、「名前は知っている」(18.9%)、「活動内容まで知っている」(3.3%)の順になっています。



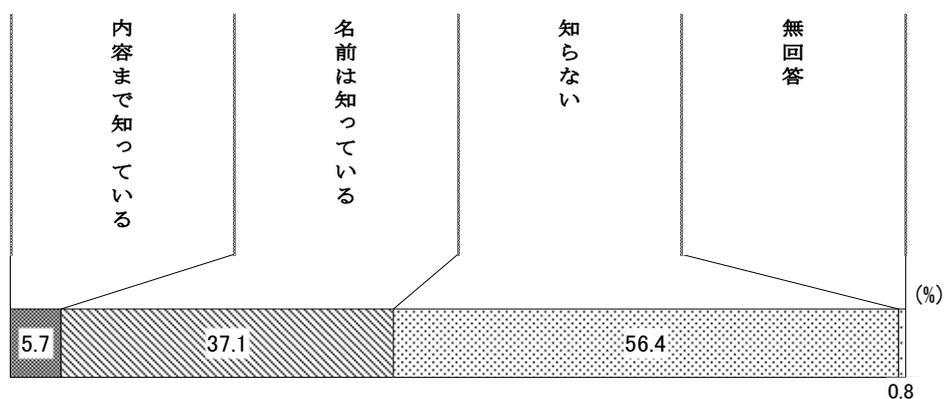
### ○市民後見人養成講座の受講意向

市民後見人養成講座の受講意向については、「まだわからない」が最も高く、42.8%でした。以下、「受講してみたいとは思わない」(41.1%)、「条件次第では受講してみたい」(11.8%)の順になっています。



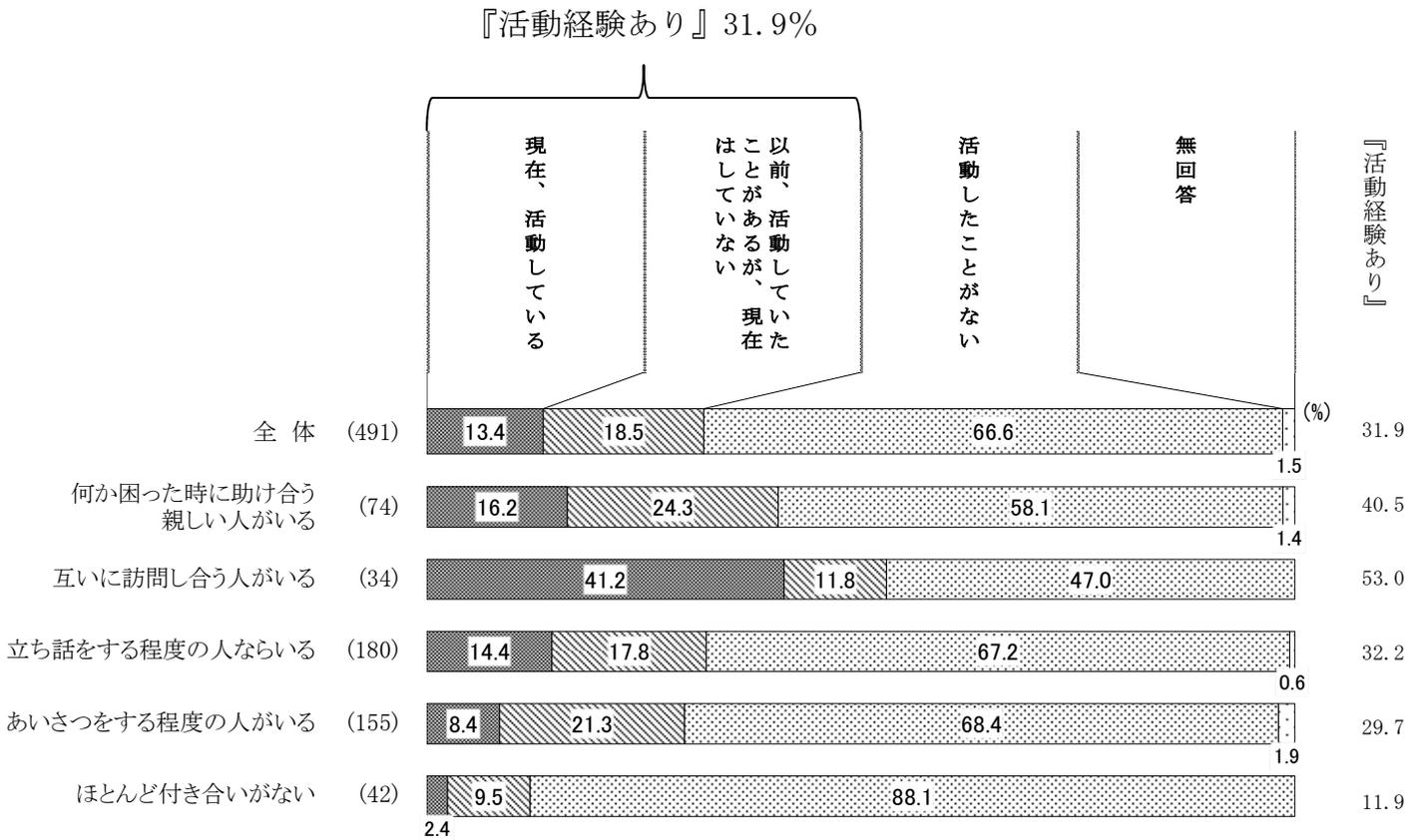
### ○生活困窮者自立支援制度の認知度

生活困窮者自立支援制度の認知度については、「知らない」が最も高く、56.4%でした。以下、「名前は知っている」(37.1%)、「内容まで知っている」(5.7%)の順になっています。



○ボランティア・市民活動経験の有無 近所付き合いの程度別

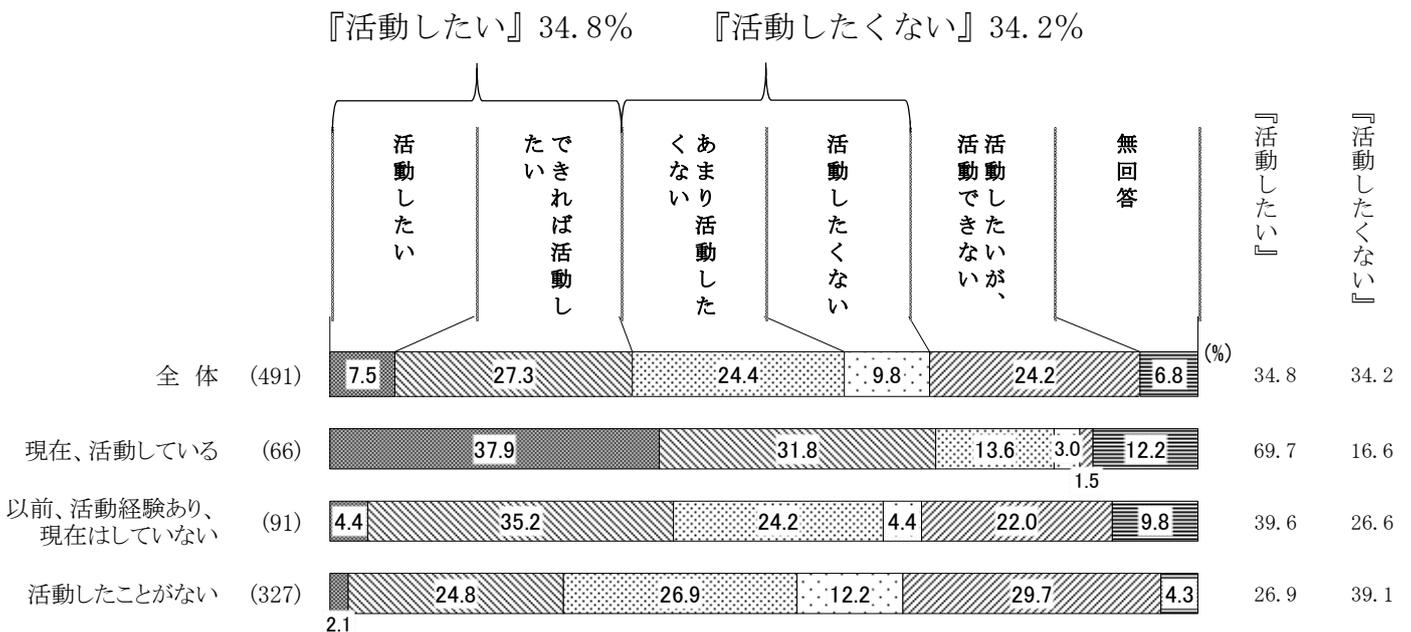
ボランティア・市民活動経験の有無について聞いたところ、全体では「活動したことがない」が最も高く、66.6%でした。近所付き合いの頻度別でみると、「現在活動している」と「以前、活動していたことがあるが、現在活動していない」を合わせた『活動経験あり』については「互いに訪問し合う人がいる」と回答した人が53.0%、「何か困った時に助け合う親しい人がいる」と回答した人が40.5%で高くなっており、近所付き合いの程度が密なほど割合が高い傾向にあります。



○ボランティア・市民活動への今後の参加意向 ボランティア・市民活動経験の有無別

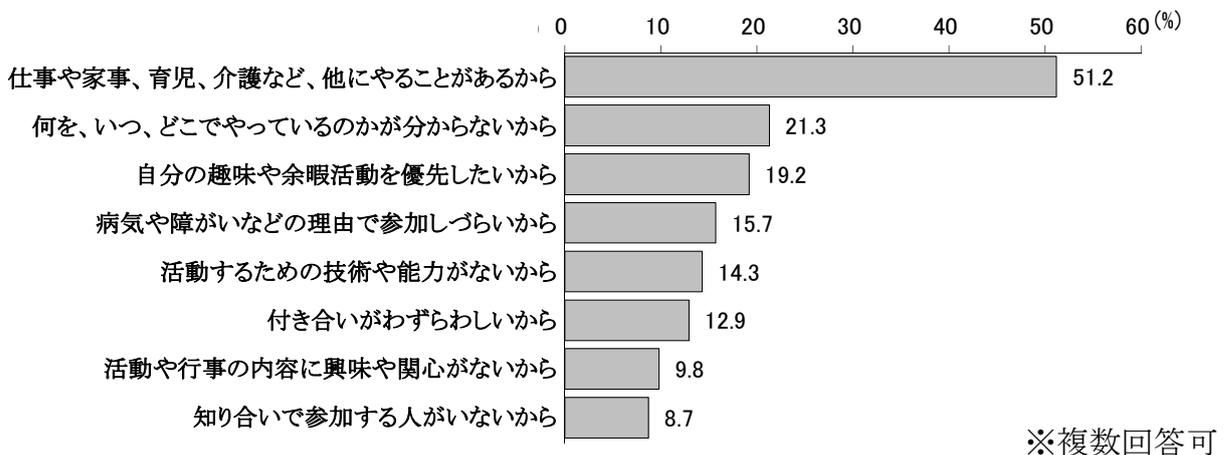
ボランティア・市民活動への今後の参加意向について聞いたところ、「活動したい」(7.5%)と「できれば活動したい」(27.3%)を合わせた『活動したい』は34.8%でした。一方、「あまり活動したくない」(24.4%)と「活動したくない」(9.8%)を合わせた『活動したくない』は34.2%となっています。

これを、ボランティア・市民活動経験の有無別にみると、『活動したい』については、「現在、活動している」と回答した人が69.7%、「以前、活動していたことがあるが、現在はしていない」と回答した人が39.6%、「活動していない」と回答した人が26.9%となっています。



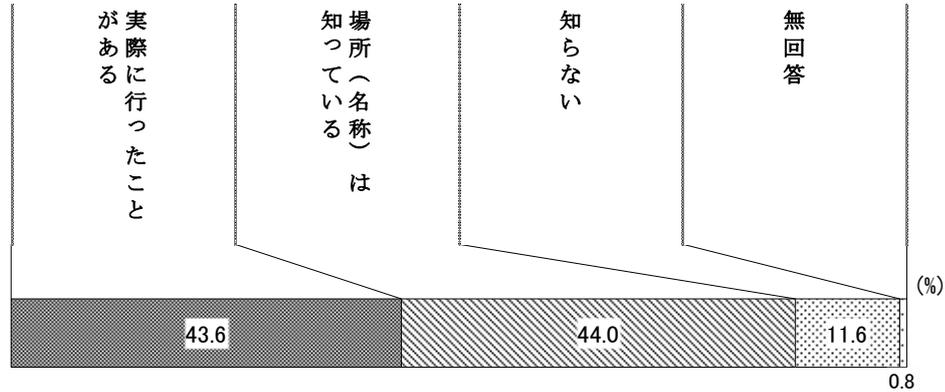
○ボランティア、市民活動をしたくない・できない理由 全体（上位8項目）

ボランティア、市民活動をしたくない・できない理由について聞いたところ、「仕事や家事、育児、介護など、他にやる必要があるから」が最も高く、51.2%でした。以下、「何を、いつ、どこでやっているのかが分からないから」(21.3%)、「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」(19.2%)の順になっています。



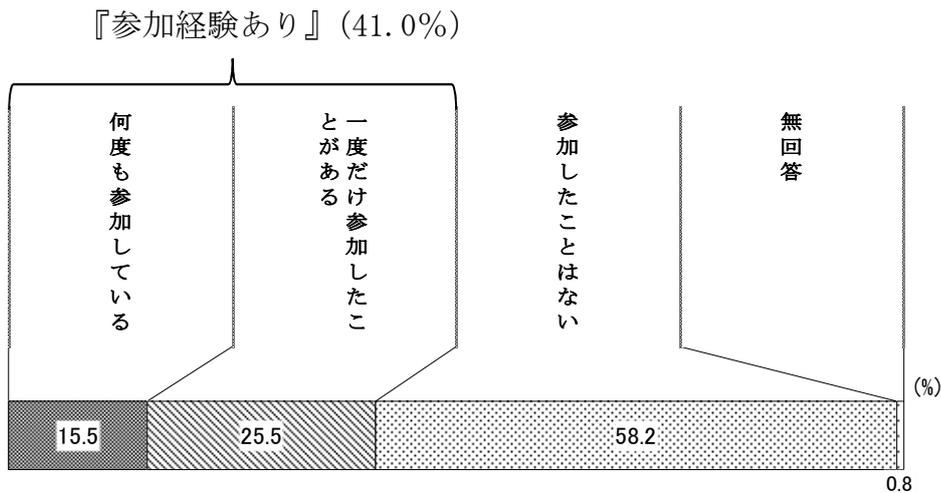
○災害時の避難場所の認知度

災害時の避難場所の認知度については、「場所(名称)は知っている」が最も高く、44.0%でした。以下、「実際に行ったことがある」(43.6%)、「知らない」(11.6%)の順になっている。



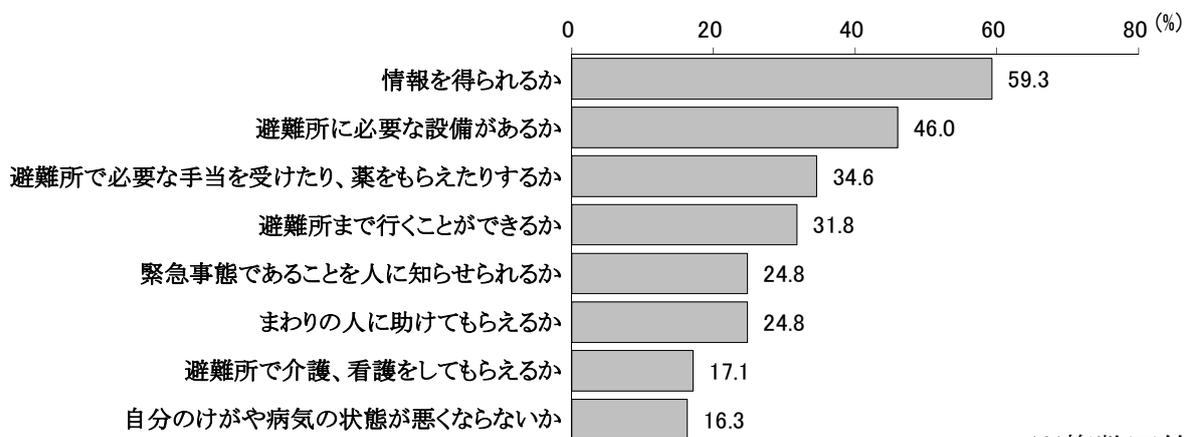
○防災訓練への参加経験

防災訓練への参加経験については、「何度も参加している」(15.5%)と「一度だけ参加したことがある」(25.5%)を合わせた『参加経験あり』については41.0%でした。一方、「参加したことがない」は58.2%を占めています。



### ○災害時の避難や対応について不安に思うこと

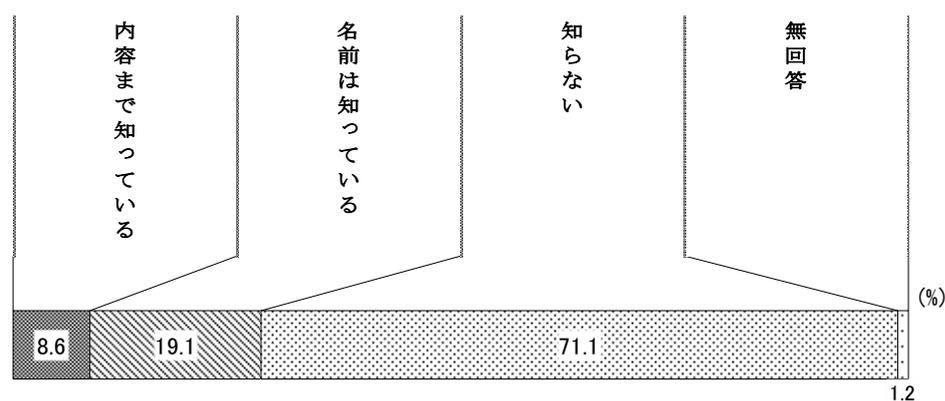
災害時の避難や対応について不安に思うことについては、「情報を得られるか」が最も高く、59.3%でした。以下、「避難所に必要な設備があるか」(46.0%)、「避難所で必要な手当を受けたり、薬をもらえたりするか」(34.6%)の順になっています。



※複数回答可

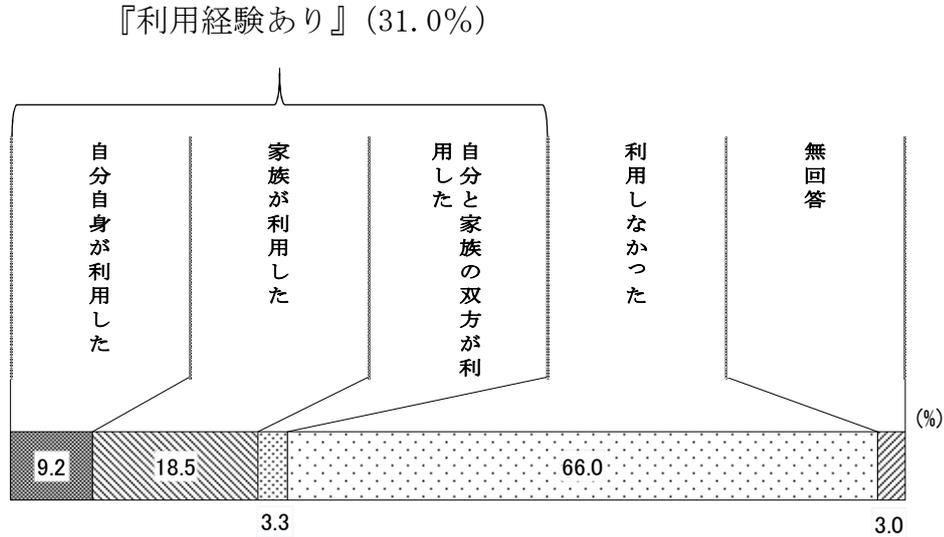
### ○避難行動要支援者制度（登録名簿）の認知度

避難行動要支援者制度（登録名簿）の認知度については、「知らない」が最も高く、71.1%でした。以下、「名前は知っている」(19.1%)、「内容まで知っている」(8.6%)の順になっています。



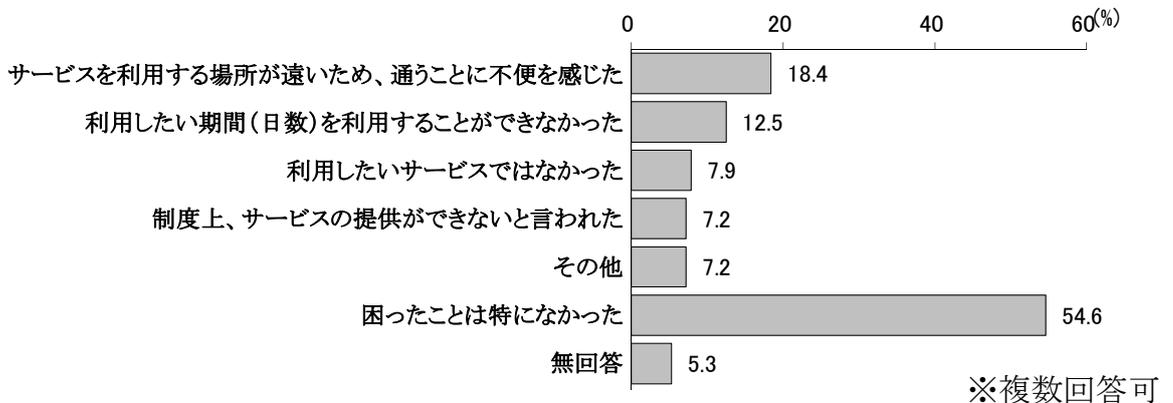
○福祉サービスの利用経験の有無

福祉サービスの利用経験の有無については、「自分自身が利用した」(9.2%)と「家族が利用した」(18.5%)、「自分と家族の双方が利用した」(3.3%)を合わせた『利用経験あり』は31.0%となっています。



○福祉サービスの利用にあたって困ったこと

福祉サービスの利用経験が有る人の中で、福祉サービスの利用にあたって困ったことについては、「サービスを利用する場所が遠いため、通うことに不便を感じた」(18.4%)、「利用したい期間(日数)を利用することができなかった」(12.5%)が高く、困ったこととしていずれかの項目に回答した割合は、40.1%となっています。



## (2) 団体ヒアリングの結果

地域福祉に関する団体関係者の意見や考え方を把握し、計画に反映させるため、広く地域福祉活動に携わっている、海老名市社会福祉協議会と海老名市民生委員児童委員協議会にヒアリング調査を実施したところ、次のような課題が見受けられます。内容については、類似する意見を項目ごとにまとめています。

項目	主な課題
海老名市民生委員児童委員協議会における地域福祉活動上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の活動の多くが高齢者を対象としたものであり、児童・障がい者等に関する情報も少なく、支援の機会も少ない。</li> <li>●活動拠点となる施設が狭い、確保が難しい</li> <li>●活動のリーダーのなり手不足（育成していない）</li> <li>●自治会・地区社会福祉協議会等の担い手不足、参加する顔ぶれが固定化</li> <li>●活動の住民への情報提供不足</li> <li>●委員の高齢化と在任期間の短縮化</li> <li>●相談・支援件数の減少</li> <li>●自主活動と訪問回数の増加、活動日数の増加</li> <li>●自治意識の低下と希薄化</li> <li>●生活の孤立化や無干渉、無関心が進み生活の不安感が増加</li> <li>●現状で満足していて、改善の意欲に乏しい など</li> </ul>
海老名市社会福祉協議会における地域福祉活動の推進上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●活動財源の確保</li> <li>●地域福祉活動人材の高齢化及び減少</li> <li>●地域福祉活動の住民への理解と周知</li> </ul>

### 3 海老名市の地域福祉の課題

地域共生社会の実現に向けて取り組むべき内容や、市民アンケートと団体ヒアリングから得られた傾向と課題を参考に、海老名市の地域福祉の課題を整理します。

#### (1) 人づくりについて

市民アンケートの結果をみると、34.2%が今後、ボランティア・市民活動へ『参加したい』と回答しています。一方、ボランティア・市民活動をしたくない・できない理由は「仕事や家事、育児、介護など、他にやることがあるから」(51.2%)について、「何を、いつ、どこでやっているのかが分からないから」が21.3%で2番目に高くなっており、地域でどのような活動が行われているのかについて、具体的に、必要な人（潜在的な参加者）へ届けることが重要な課題となります。

団体ヒアリングの結果をみると、活動のリーダーのなり手不足、自治会・地区社会福祉協議会等の担い手不足、参加する顔ぶれの固定化などが活動上の課題として挙げられており、地域全体における地域福祉の意識づくりが必要不可欠となっています。

#### (2) 地域づくりについて

市民アンケートの結果をみると、16.4%（特にひとり暮らしでは39.5%）の人が地域での孤独感を感じています。また、近所付き合いの程度も、挨拶をする程度、立ち話をする程度が過半数を占めており、地域のつながりに対して、決して積極的であるとはいえません。一方、近隣住民同士の支え合いの必要性については、87.0%の人が必要と回答していることから、今後の地域福祉意識が根付く可能性がうかがえます。なかでも、多くの市民にとって助け合いのできるものと、してほしいことの要望（安否確認の声掛けや災害時の手助け）は同じであり、両者の思いを地域の中でどのようにして繋いでいくかが、地域福祉を「我が事・丸ごと」を捉える関係性の構築に向けて重要な課題となります。

団体ヒアリングの結果をみると、従来の活動の多くが高齢者を対象としたものであり、児童・障がい者等に関する情報は少なく、支援の機会も少ないこと、活動拠点となる施設が狭い、確保が難しいことなどが課題として挙げられており、活動などの体制面や活動拠点としての施設面における改善が求められています。

### (3) しくみづくりについて

市民アンケートの結果をみると、困りごとがあった際の相談先については、「家族や親せき」(87.6%)、「友人・知人、近所の人」(53.2%)について、「行政機関の窓口」が39.9%で3番目となっており、公的機関における相談支援の重要性がうかがえます。

一方で、福祉サービスと住民の架け橋であり、相談支援の主要な担い手でもある地区社会福祉協議会や地域包括支援センター、えびな成年後見・総合相談センターなどの組織や機関の認知度は、決して高くはありません。また、市民後見人制度や生活困窮者自立支援制度などの制度自体の認知度も低い現状にあります。支援の仕組みづくりのためには、支援のための制度それ自体と、制度につなぐための相談機関・団体の周知が重要な課題となります。

また、防災に目をむけると、避難行動要支援者制度（登録名簿）について71.1%の市民が「知らない」と答えており、安全・安心な地域づくりにむけて、制度の周知が急務となっています。同時に、災害時の避難や対応について不安に思うこととして半数以上の市民が「情報を得られるか」を回答しており、実際の災害時における地域の対応方法も視野に入れる必要があります。

団体ヒアリングの結果をみると、活動に対する住民への情報提供不足、関係機関への関心や理解に差があることなどが課題として挙げられており、地域福祉活動における情報発信の拡充と、関係機関との協働意識の向上が必要とされています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

# 1 目指すべき姿（基本理念）

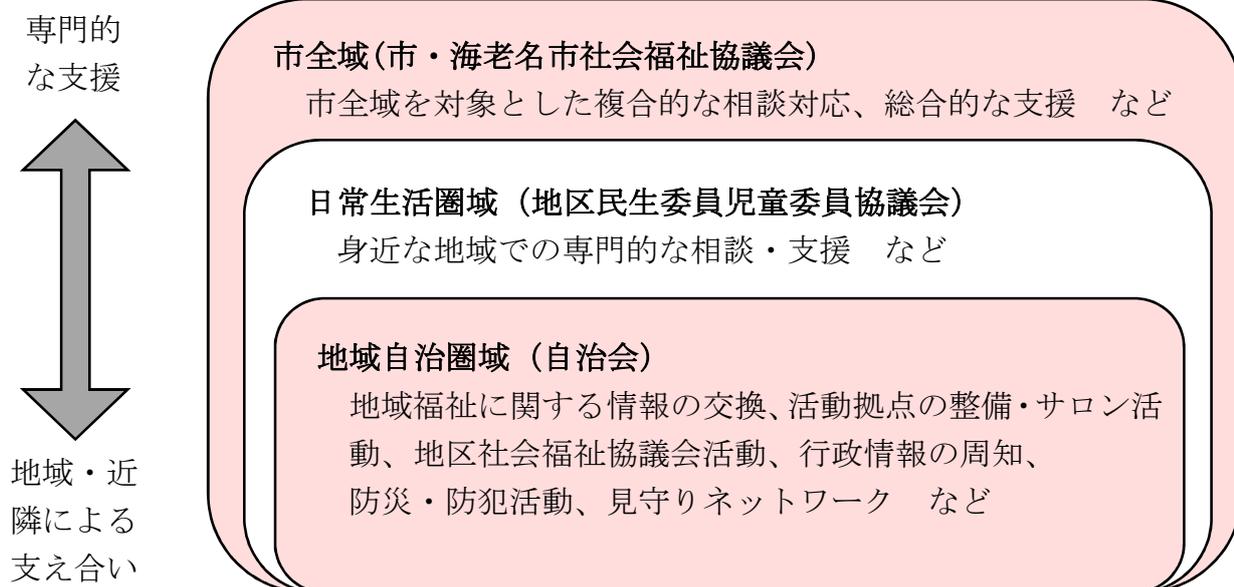
本計画の理念は、市の最上位計画である「えびな未来創造プラン2020」の基本理念「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」を踏まえ、「地域でともにささえあい 認め合う みんなが笑顔になれるまち」とし、市民とともに、支え合いながら、地域福祉を推進していきます。

**地域でともにささえあい 認め合う**  
**みんなが笑顔になれるまち**

# 2 圏域設定の考え方

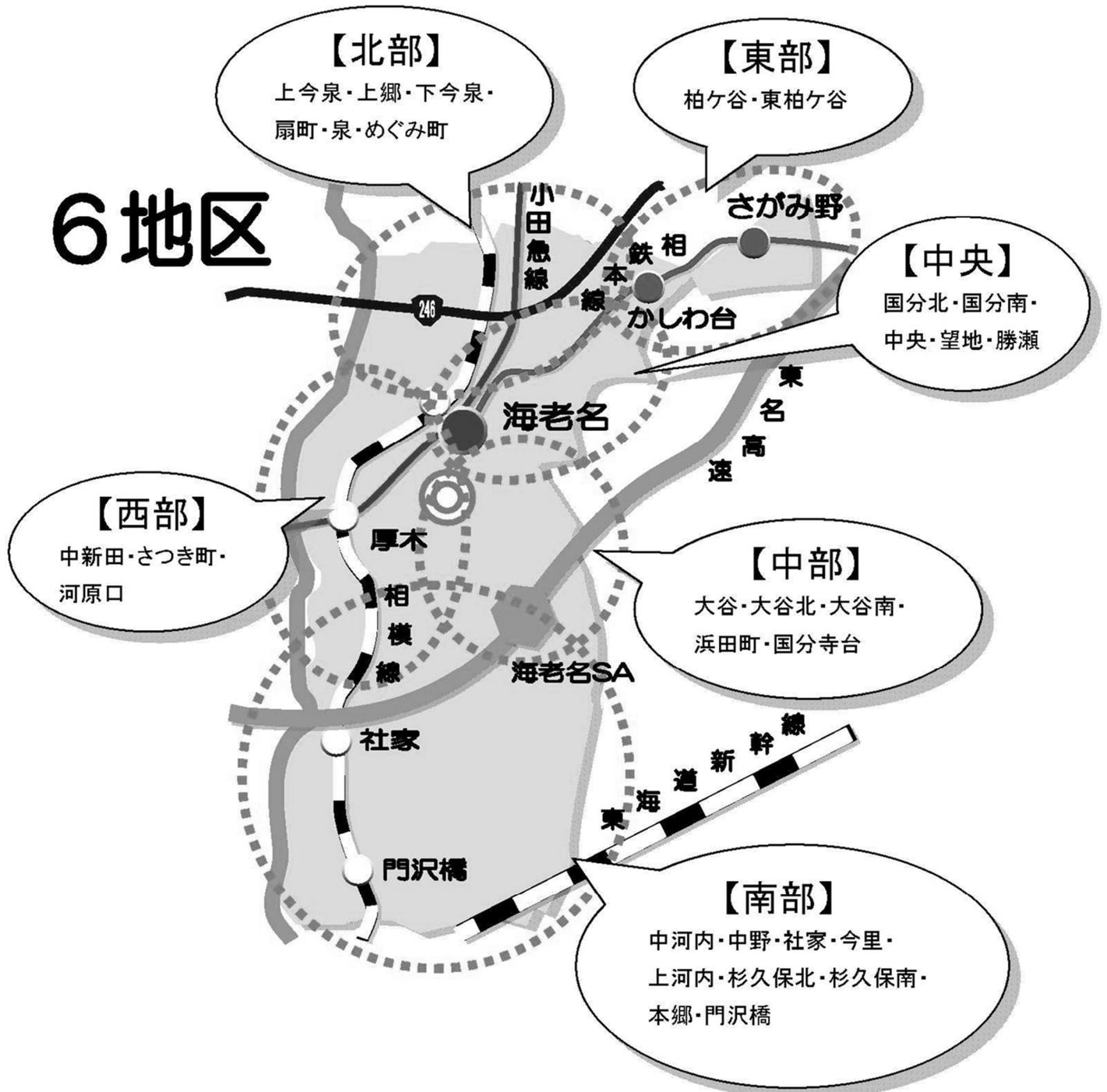
計画では、地域福祉を推進するため、地域福祉活動の圏域を設定します。圏域設定は、包括的な支援体制を整備していくうえで、「住民の身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備するために重要です。また、本計画が中心となって、地域福祉を推進する基礎となる圏域を設定することで、分野別計画や関連施策等との調整を図ります。

海老名市地域福祉計画では、59の自治会と、各自治会から推薦いただいた、民生委員児童委員の地区割である6地区（北部、東部、中央、中部、西部、南部）を圏域とし、地域福祉を推進します。



### 3 海老名市6地区の現状

海老名市を6地区（地区民生委員児童委員協議会の北部・東部・中央・中部・西部・南部）に分けた、それぞれの地区の特色や活動などについて示します。



## 北部地区

### 〈位 置〉

市の北部に位置します。南北に横たわる座間丘陵と相模川左岸の低地にかかる地域が含まれ、丘陵をうがって目久尻川が柏ヶ谷との境をなしているほか、丘陵西側には、「九里の土手」の急崖を境に旧相模川の沖積低地である海老名耕地が広がります。また、台地上には秋葉山古墳群が連なり、この台地の古さを物語っています。

東は柏ヶ谷と国分北、西は相模川を挟み厚木市、南は国分寺台・浜田町・勝瀬、北は座間市に隣接しています。

### 〈特 色〉

北部地区は、海老名駅西口方面に大規模商業施設があり、大型マンションの建設が予定されているなど、急速に都市化が進んでいます。週末には、買い物などの目的で多くの人が集まってくる環境となっています。

### ■地区データ（令和元年10月1日現在）

人 口	22,708 人
年少人口(15歳未満)	3,381 人
生産年齢人口(15～64歳)	13,965 人
老年人口(65歳以上)	5,362 人
年少人口割合(15歳未満)	14.9 %
高齢化率(65歳以上)	23.6 %
世帯数	9,388 世帯

### 〈地区の現状〉

地区内にはおよそ 23,000 人が暮らしています。海老名駅西口開発により整備された地域、座間丘陵東側の坂が多く、交通の便が悪い地域などが存在します。地域内には、コミュニティバスが運行され、地域の足として活躍しています。また、ぬくもり号の運行により、高齢者等の外出支援に役立っています。

### 〈地域での主な活動〉

各地域で美化活動や防犯パトロールが展開されています。自治会を中心とした班単位・町内単位での活動は、地域福祉の基本である「近所づきあい」の機会を提供しています。また、マンションなどの新しい地域も子どもをキーワードに事業を開催、地域ニーズに応じた活動を展開しています。

各地域で開催されている“サロン”では、お茶のみという「小さなあつまり」から、健康をテーマとした講習会や体操・ハーモニカ教室といった「目的を持った集い」へと、地域の自由な居場所作りが工夫されています。

### 〈今後の方向〉

- 防犯防災などの共通課題を通じて組織強化を目指します。また、子ども会活動を自治会が中心となって地域全体の取組みに発展させ、三世代交流の輪を広げます。
- 自治会を始めとした団体の活動を通し、「声かけできる地域」を目標に、地域で暮らすという意識と繋がりを高めるため、地域活動の拠点整備の充実と活動自体への支援を図ります。



## 東部地区

### 〈位 置〉

市東部地区は、市東北部に位置し、相模野台地から続く座間丘陵の南にあたり目久尻川と大山道に挟まれた地域と、中央部峡部から東に突出した台地の部分から成り立ちます。

東は大和市と綾瀬市、西は国分、南は望地と綾瀬市、北は上今泉と座間市に隣接しています。昭和50年、相模鉄道かしわ台・さがみ野の両駅が開設され住宅地として急速に発展した地域です。

### 〈特 色〉

地区内に、相模鉄道かしわ台・さがみ野の2駅があり、駅前の商業施設や公園など住環境に恵まれ、高齢者にも住みやすい街となっています。また、米軍厚木基地の玄関口として外国人の姿も多く見られるなど、さまざまな人が集まってくる地域となっています。アパートやマンションも多く、他地区に比べ集合住宅の割合が高くなっています。

また、大和市・座間市・綾瀬市の3自治体と区域を接する特色があります。地域活動を考える場合、地域に住む海老名市民だけでなく、隣接市住民の動向も配慮して活動を展開しています。

### ■地区データ（令和元年10月1日現在）

人 口	22,480 人
年少人口(15歳未満)	2,780 人
生産年齢人口(15～64歳)	14,593 人
老年人口(65歳以上)	5,107 人
年少人口割合(15歳未満)	12.4 %
高齢化率(65歳以上)	22.7 %
世 帯 数	10,105 世帯

## 〈地区の現状〉

地区内には約 22,000 人が暮らしています。相模鉄道かしわ台・さがみ野の 2 駅があり、利便性が高く、さまざまな人が集まってくる環境となっています。特に東柏ヶ谷地域は、駅前を中心に集合住宅が多く、核家族や独居世帯の割合が高くなっています。また、転入された方が地域活動に携わる機会が少なくなっていることから、自治会加入率の低迷など地域性が希薄となっているのが現状です。

高齢者等の外出支援として、東柏ヶ谷の地区と病院や、市役所などの公共施設を巡回する、さくら号が運行しています。

## 〈地域での主な活動〉

自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、子ども会、青少年指導員、防災指導員、女性防火推進員など、福祉から防犯防災の各分野まで、地域で活動している組織は多種多様にあります。ゆめクラブなどのサークルも、地域福祉活動の一環だと考えています。

自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員が行っている「子育てサロン」や高齢者ふれあい昼食会、近隣地区住民も参加する「大塚ふるさとまつり」小中学校の生徒達と地域の方が参加する「コミュニティースクール」活動など、“地域ぐるみ”で相互に交流を図り、協力・協調の輪を広げたいと考えています。

## 〈今後の方向〉

- 地域で活動している組織それぞれが、自主的に継続的な地域福祉を展開していくという意識改革を図ります。
- 一番大切なことは地域のつながりです。地区全体が地域福祉に積極的に参加できるよう、既存施設や団体など地区内の福祉資源を活用し、「点」から「面」の活動へと発展させていきます。



## 中央地区

---

### 〈位 置〉

中央地区は、市の中東部に位置します。東は柏ヶ谷と綾瀬市、西は河原口、上郷、南は大谷・浜田町・国分寺台、北は上郷・上今泉に隣接しています。

### 〈特 色〉

中央地区は、小田急や相鉄の沿線開発による大規模団地が国分や望地に、さらに海老名駅前中央地域マンション群と、地区内人口が25,700人を超える人口密集地区です。また、駅前には大規模商業施設があり、駅を利用するだけでなく買い物などの目的で多くの人が集まってくる環境となっています。

### ■地区データ（令和元年10月1日現在）

人 口	25,625 人
年少人口(15歳未満)	3,484 人
生産年齢人口(15～64歳)	16,570 人
老年人口(65歳以上)	5,571 人
年少人口割合(15歳未満)	13.6 %
高齢化率(65歳以上)	21.7 %
世帯数	11,415 世帯

## 〈地区の現状〉

地区内にはおよそ26,000人が暮らしています。海老名駅周辺の大規模商業施設や大規模マンションによって市街地を形成する区域、相模国分寺遺跡周辺など、昔からの市街地が存在する地域、高度経済成長期の大規模開発による新興住宅区域の概ね3つの地域に分類されます。地域全体の共通課題として、住民相互の日常のコミュニケーション不足、高齢化による福祉サービスへのニーズの増大、市の中心地として駅や大型商業施設が複数あることから犯罪増加等の対応力強化が求められています。

高齢化率は地域に偏りがあり、一部地域では28%以上と市の平均を超えるところもある。

地区内には、交通不便地域の解消のため、コミュニティバスが運行され、地域の足として活躍しているものの、近くに商店がない、坂がきついなどの事情によって、交通不便、買い物不便地域であるところもあります。

## 〈地域での主な活動〉

地域内では、12の自治会からなる連合会と3つの単一自治会があり、それぞれの地域で、美化活動、自主防犯活動、防災活動等を行っています。

地区社会福祉協議会も2つあり、健康をテーマとした講習会や体操教室、昼食会等の居場所づくりのためのサロン活動を9箇所で開催しています。

また、2つある中学校区ごとに、青少年健全育成連絡協議会を組織し、自治会長、学校長、PTA会長、保護司、民生委員児童委員、青少年指導員等が連帯し、朝のあいさつ運動、ポスターコンクール、愛のパトロール等の活動を通じて、地域の児童生徒を見守っています。

## 〈今後の方向〉

- 地区社会福祉協議会による、サロン活動を通じた地域における居場所づくりや、青少年健全育成連絡協議会活動を通じた地域の社会資源の連携を進めることで、地域福祉の向上を図ります。
- 地域福祉活動を、日常的に、展開するためにも、常設の拠点づくりが求められています。



## 中部地区

### 〈位 置〉

市の中央部及び中央部東側に位置する中部地区。東は綾瀬市に、西は中新田・河原口・今里に、南は杉久保北・今里、北は勝瀬・中央・国分南に接しています。県央地区を南北に延びる座間丘陵の南端にあたり、標高 55 ㍎の台地が連なっています。台地の東側は目久尻川を見下ろす急崖となり、丘陵を頂点として西側には階段状の平坦地が続き、その先は海老名耕地の水田面が広がっています。

鍛冶返などの古い由来の地名を持つとともに、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、国分寺台・みずほハイツ・浜田町といった大規模開発が行われ、この地域は、閑静な住宅街をなしています。

### 〈特 色〉

地区内で、大きく分けて 2 つの特性が見出せます。昔ながらの地域社会や古い習慣が残る大谷地域と、大規模開発により団地が形成された国分寺台・浜田町・みずほハイツ地域では、近所づきあいのあり方など地域に求めるものが違ってきています。

特に、国分寺台地域では、子ども世代が地域から離れて独立した結果、地域に子どもや若者の姿が少なくなり、高齢化率が市内でも非常に高い状況となっています

### ■地区データ（令和元年 10 月 1 日現在）

人 口	16,368 人
年少人口(15歳未満)	1,998 人
生産年齢人口(15～64歳)	9,319 人
老年人口(65歳以上)	5,051 人
年少人口割合(15歳未満)	12.2 %
高齢化率(65歳以上)	30.9 %
世帯数	6,578 世帯

## 〈地区の現状〉

地区内には約 16,000 人が暮らしています。地域全体の高齢化率 30.9%は市平均から見ても高い値を示していますが、大谷地域の高齢化率は 23.5%にとどまり、高齢化率 40.3%となっている国分寺台地域との地域差が見られます。自治会も地域によって組織化の度合いが異なり、地域の中心として機能している地域もあれば、役員のなり手がいないため、組織の体質改善に取り組んでいるところや、枠組みの見直しを検討している地域もあります。

地区内の交通不便地域の解消のため、コミュニティバスが運行され、地域の足として活躍しています。

## 〈地域での主な活動〉

大谷地域には自治会を中心に、大谷歌舞伎やささら踊り、お囃子といった伝統文化を子どもたちに伝える努力がなされているとともに、「大谷地区社会福祉協議会みんなのひろば」が新たに発足し地域活動の幅を広げています。また、国分寺台・浜田町地域では「国分寺台地域福祉協議会」、「国分寺台樽井まちづくり会」、「浜田地区社協ぬくもり」がそれぞれ活動しており、文化祭や健康教室、ふれあいサロンなどが開催されるとともに、防災や防犯活動も展開され、地区社会福祉協議会活動が根付きはじめています。また、各地域共通で美化活動、防犯パトロール、高齢者による子どもの見守りが展開されています。

## 〈今後の方向〉

- 高齢化が著しい中部地区では、それぞれの地域ニーズを地域で解決する活動の展開を図ります。そのためにも、情報提供や各団体とのコーディネートなど地域での関係づくりに努めます。
- 自治会や民生委員児童委員、地区社会福祉協議会など地域にある社会資源を牽引役に社会福祉活動を広げることに努めます。



## 西部地区

### 〈位置〉

西部地区は、市の中西部に位置します。相模川の自然堤防上に早くから街道が整備され、その街道沿いに集落が形成されてきました。東は中央・勝瀬・大谷、西は相模川を挟み厚木市、南は今里・社家、北は上郷と隣接しています。

中世より海老名耕地とたたえられた水田地帯にも、マンション群や企業進出により都市化が徐々に進んでいます。さらに、地区を縦断する「さがみ縦貫道」や「海老名 IC」が開通するなど、地区の様子も急激に変わってきています。

### 〈特色〉

史跡「厚木の渡し」に続く街道沿いに発展した西部地区。昔からの街道は拡幅舗装され、毎日多くの自動車が行きかっています。また、昔からの地域と新興住宅地・団地が混在し、地区全体の高齢化率は平均以下ですが、さつき町や上台ノ原団地など高齢化が急速に進んでいる地域もあります。

### ■地区データ（令和元年10月1日現在）

人 口	18,553 人
年少人口(15歳未満)	2,226 人
生産年齢人口(15～64歳)	11,945 人
老年人口(65歳以上)	4,382 人
年少人口割合(15歳未満)	12.0 %
高齢化率(65歳以上)	23.6 %
世帯数	8,369 世帯

## 〈地区の現状〉

地区内には、およそ 19,000 人が暮らしています。昔から交通要衝の地でしたが、大企業の進出や「海老名 IC」開通など、さらに変わろうとしています。街道は自動車やトラックで毎日渋滞する状況ですが、地区の高齢者の足としての公共交通機関の整備強化が求められています。また、昔からある家の隣に新しくマンションが建つなど新世代である新たな住民との協調が地区の課題の一つになっています。

## 〈地域での主な活動〉

地域で恒例となっている盆踊りなど、地域活動の中心は「自治会」が担当しています。敬老のつどいや、かかしまつりやふれあいまちづくりなどのイベントでは、子どもからお年寄りまでが協力したり参加したりすることで、地域でのつながりが再確認されています。また、学校と地域との連携による防犯パトロール、通学時の見守りなど地域活動の環が広がっています。また4か所でサロンを行っており、その内2か所では支援学校の生徒達が参加する催しを開催しています。

### かかしまつり(中新田)

刈入前の田んぼの畦道に、ずらり案山子が並ぶ「かかしまつり」。地域のグループや福祉施設、小学校、保育園、幼稚園などから、その年の有名人などをモチーフとした手作り作品が参加する「かかしまつり」は、海老名の秋の風物詩です。

## 〈今後の方向〉

- 誰もが気兼ねなく楽しめるよう、ボランティアや自治会OBなどの地域資源を活用して地域活動の推進を図ります。
- 地域活動のベースとなる地域コミュニティの強化と高齢者等の外出支援の整備を行い、地域のネットワークづくりを図ります。



## 南部地区

### 〈位 置〉

南部地区は、相模川左岸に位置し海老名市面積の40%を占めます。東は綾瀬市、南は藤沢市と寒川町に、北は中新田・大谷に接し、西は相模川を隔てて厚木市に隣接しています。地区の西半分は有馬耕地とよばれる広大な水田地帯。東半分は恩馬ヶ原とよばれる台地が広がり、目久尻川支流の釜坂川などの谷戸に流れる川が南北に流れています。

昭和30年、旧有馬村域である中河内・中野・社家・今里・上河内・杉久保北・杉久保南・本郷・門沢橋の各地域が海老名町に編入され現在に至ります。「地産地消」を合い言葉に都市型農業が営まれ、水田地帯の稲作とイチゴ・メロン・トマトのハウス栽培、バラ・カーネーションなどの花き、露地野菜などの栽培が盛んに行われています。

### 〈特 色〉

南部地区には、昔からの街道が東西に走るとともに、古くからこの地域で暮らす人たちが多く住んでいます。水田や畑地が広がり、市内で一番自然が残っている反面、バスなどの公共交通機関が地区全体をカバーしきれていないなどの状況があります。また、子世帯との三世帯同居や敷地内に若者夫婦の家を建てるなど、地域に若者や子どもたちの姿が多く見られます。

### ■地区データ（令和元年10月1日現在）

人 口	28,376 人
年少人口(15歳未満)	3,878 人
生産年齢人口(15～64歳)	17,048 人
老年人口(65歳以上)	7,450 人
年少人口割合(15歳未満)	13.7 %
高齢化率(65歳以上)	26.3 %
世 帯 数	11,396 世帯

### 〈地区の現状〉

地区内には約28,000人が暮らしています。歴史のある地域らしく「となり組み・組合制度」などの仕組みが残るところがあるなど、現在でも地域社会が機能している地区となっています。三世代同居など大家族で暮らす家も多く、「三世代地域」という大家族の中で、自然とお互いを助け合う「互助」の気持ちが育まれています。

### 〈地域での主な活動〉

少年野球から高齢者向けの文化サークルまで地域で人の和ができる活動が、活発に展開されています。特にどんど焼きや太鼓・囃子などの伝統行事を通じて、大人同士の付き合いが子どもたちに引き継がれていく風土が残っています。

### 〈今後の方向〉

- 自然が豊かに残り、地域ごとの繋がりや伝統が今も継承されている南部地区。三世代が共に暮らせる地域だからこそ育まれる伝統や社会性を、これからも大切にしていき、「三世代地域」という南部地区の素晴らしい特性を、発信していきます。
- 地域の連帯をさらに強くするためにも地区社会福祉協議会立ち上げに向けた地区の盛り上げやコミュニティセンターなどの地域の活動拠点の整備充実を図ります。



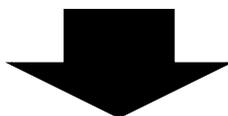
## 4 計画の基本目標

社会情勢や国・県の動き、アンケート結果などから見られる地域福祉の課題を基に、基本理念の実現のため、前計画の基本目標を踏まえ、基本目標を設定します。

### 【前計画】

基本目標1 市民の支え合いによる地域福祉社会の現実をめざして
(1) 地域福祉の担い手
(2) 協議社会への体制整備
(3) 自助・共助・公助の役割
(4) 地域をつくるしくみ
基本目標2 安心と信頼のあるまちづくりをめざして
(1) 情報提供のしくみづくり
(2) 相談支援のしくみづくり
(3) 地域医療の充実
(4) 心の健康を支えるしくみづくり
(5) バリアフリー等の推進
基本目標3 地域福祉に関する活動への住民参加の促進をめざして
(1) 市民ネットワークの形成（小地域ネットワーク）
(2) 地域の拠点整備
(3) ボランティア活動等の推進
(4) 福祉教育システムの構築

### 【本計画】



- 社会情勢や市の現状
- 海老名市の地域福祉の課題

基本目標1 地域を支える人づくり
(1) 地域福祉の担い手
(2) 地域福祉の意識づくり
(3) 福祉・介護人材の発掘・育成
基本目標2 安心して暮らしやすい地域づくり
(1) 市民ネットワークの形成
(2) 地域の拠点整備
(3) ボランティア活動等の推進
(4) 暮らしやすい地域をつくるしくみ
(5) 災害等における福祉的支援
基本目標3 包括的な支援のしくみづくり
(1) 情報提供のしくみづくり
(2) 相談支援のしくみづくり
(3) 地域福祉に関する事業の健全育成
(4) 心の健康を支えるしくみづくり
(5) 協働社会への体制整備
(6) 生活困窮者等の自立支援

## 第4章 施策の展開

## 基本目標 1 地域を支える人づくり

### (1) 地域福祉の担い手

#### 目指す姿

従来の地域福祉活動への継続的な支援を図るとともに、地域福祉における担い手の発掘、リーダーの育成を推進することで、既存の枠組みを超えた地域課題にも対応できるよう、住民活動の多様化と活性化を推進します。

#### 現状や課題

地域福祉活動を継続的に推進し、活性化していくには、その担い手となる人材の発掘と育成が必要不可欠です。

市民アンケートの結果をみると、ボランティア・市民活動をしたくない・できない理由として、「何を、いつ、どこでやっているか分からないから」が2割以上となっており、情報発信の方法が問われています。また、団体ヒアリングの内容をみると、活動の担い手やリーダーのなり手不足が課題として挙げられています。

これらのことから、市民それぞれの世代などに応じて、活動や団体に関する情報を広く提供するとともに、より多くの人々が福祉活動に参加するきっかけとなるよう実施方法の工夫を図るなどの必要があります。

## 主体ごとに期待される役割と取組み

個人	●地域福祉に関する学習の場や地域のさまざまな活動に、仲間とともに興味を持って参加します。
地域・団体	●地域活動の中で、活動の担い手や活動のリーダーなどを育成する環境をつくります。
行政	●地域福祉を推進する担い手の支援・育成に努めます。 ●地域活動やボランティア活動の情報提供を充実し、地域活動への参加を促進します。

### ■ ■ ■ コラム 民生委員児童委員協議会 ■ ■ ■

民生委員児童委員は、民生委員法によって厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、自らも地域住民の一員として、担当の区域において、さまざまな相談に応じ、行政をはじめ地域の専門機関との「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。地域の見守り役、相談役として活動しています。

海老名市では民生委員児童委員の定数は156名です（うち12名は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する「主任児童委員」です。）。



子育てサロンでの紙芝居



活動のPRとしてパネル展示会

## (2) 地域福祉の意識づくり

### 目指す姿

お互いを認め合い、地域における課題に関心を持ち、近所に住む人と支え合う意識づくりを推進することで、共生社会の基本的な考えである「我が事・丸ごと」の意識を、住民一人ひとりに根付かせます。

### 現状や課題

地域共生社会は、「支え手側」・「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会を指します。そのため、自ら生活する地域に目を向け、そこで生じている課題を我が事として捉え、主体的に取り組むことが必要です。

本市の取組みとしては、共生社会の実現を目的に、「障害者週間」の企画を開催し、障がいへの理解を深める普及啓発活動を行っています。

市民アンケートの結果をみると、ともに支え合う地域づくりのために必要な市の支援として「支え合う地域づくりに関する意識啓発をする」が最も高くなっています。

これらのことから、子どものうちから地域福祉に関心を持ち、互いに支え合うことの大切さを理解できるよう学校教育との連携を図るとともに、市民一人ひとりが互いの違いを認め合い、同じ地域の住民として交流することのできる意識を高める必要があります。

## 主体ごとに期待される役割と取組み

個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無など、さまざまな個性を持った人を理解し、同じ地域に暮らす住民として認め合いましょう。</li> <li>●一人ひとりが地域福祉推進の担い手である意識を持ち、地域活動において役割を持って力を発揮します。</li> </ul>
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活動や交流においては、年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無などに関わらず、さまざまな個性を持った人の参加を促し、相互に理解し合う機会として活用します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校や地域などとの連携を図り、体験や勉強会をとおした福祉教育の推進に取り組めます。</li> <li>●こころのバリアフリーの推進など共生社会の実現のため、さまざまな取組みを行う市民活動の充実を支援します。</li> </ul>

### ■ ■ ■ コラム 「インクルーシブ社会」 ■ ■ ■

「インクルーシブ」は包括的、すべてを含んだ、という意味で、「インクルーシブ社会」には、誰も排除しないで一人ひとりを尊重する、そんな社会を目指そうという意味があります。

地域には、高齢の人、障がいのある人、子育て中の人、外国人、性的マイノリティーの人などさまざまな人が生活しています。それぞれが相手を思いやりながら、お互いに生きやすい社会を目指すことで地域福祉の「我が事・丸ごと」が実現します。

海老名市では、インクルーシブ教育に力を入れているほか、「『ともに認め合うまち・海老名宣言』～つながり・かかわり・ささえあい～」を制定して共生社会を目指しています。

### (3) 福祉・介護人材の発掘・育成

#### 目指す姿

地域を支える福祉・介護人材の安定的な確保のため、福祉・介護の仕事において得られる、人と人とのふれあいの喜びを地域全体に広めることで、「働きやすく、やりがいのある職場づくり」の支援を図ります。

#### 現状や課題

多様化し、深刻化する生活問題、生活困窮が社会に広がるなかにあっては、生活の支援に果敢に取り組んでいく強い意志と責任感をもち、常に専門性の向上に努めることができる、優れた福祉人材を確保・育成する必要があります。また、一人ひとりが専門性を活かし、やりがいをもち働き続けられる職場環境を構築して、福祉人材の定着を図ることが必要です。

本市の取り組みとしては、海老名市社会福祉協議会の福祉人材事業へ支援しています。

これらのことから、福祉の仕事に関する情報提供の充実と理解促進を図るとともに、社会福祉法人等とも連携しながら、「働きやすく、やりがいの感じられる職場づくり」を地域全体で支援していく必要があります。

主体ごとに期待される役割と取組み

個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉や介護を身近なこととして捉え、地域の人を支える福祉の仕事への関心と理解を持ちます。</li> </ul>
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉や介護の活動や仕事に関心をもってもらえるよう、その魅力ややりがいを発信する機会をつくれます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民ボランティアや社会福祉協議会の活動支援を図ります。</li> <li>●福祉の仕事に関する情報提供の充実と理解促進を図ります。</li> </ul>

## 基本目標2 安心して暮らしやすい地域づくり

### (1) 市民ネットワークの形成

#### 目指す姿

地域住民同士が隣近所に関心を持ち、日頃から積極的にコミュニケーションをとることのできる関係性の構築を促すとともに、互いに支え合う「頼りになる近所づきあい」の輪を海老名市全体に広げていくための取組みを推進します。

#### 現状や課題

少子高齢化が進み、世帯構成の変化で高齢者のひとり暮らし、高齢者夫婦世帯などが増え、世帯の中での問題解決力が低下しています。また、地域においても自治会加入率が低下するなど地域の支え合いの力が脆弱化しています。

本市の取組みとしては、高齢者地域ふれあい事業やふれあいランチ事業などを通じて、高齢の方を対象に交流の促進を行っています。

市民アンケートの結果をみると、近所付き合いの程度として、「何か困った時に助け合う親しい人がいる」、「互いに訪問し合う人がいる」と答えた人が22.0%となっており、隣近所と深くつながりを持っている方が少ない。一方で、近隣住民同士の支え合いの必要性については、87.0%の人が必要と回答しています。また、団体ヒアリングの内容をみると、自治意識の低下希薄化が課題として挙げられています。

これらのことから、近所付き合いの再構築に向けた取組みを通じて、住民相互の交流を進め、あいさつや声かけによる顔の見える関係づくりを支援するとともに、地域の福祉団体・機関同士の交流によって助け合いの意識を高める必要があります。

## 主体ごとに期待される役割と取組み

個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●あいさつなどの身近なところから、隣近所などの地域の人と交流を深めます。</li> <li>●地域のさまざまな人を誘い合って交流し、一緒に活動する仲間を増やします。</li> </ul>
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域組織・団体内での活動や、地域の行事、イベント、趣味等の活動において、日常的に地域の人と交流できる機会をつくとともに、さまざまな人の参加を促します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会や地区社会福祉協議会など、地域で活動する団体への支援に努めます。</li> </ul>

### ■ ■ ■ コラム 地区社会福祉協議会 ■ ■ ■

地区社会福祉協議会とは、同じ地区で生活する住民同士が、いろいろなつながりを結んで住民主体による活動をする組織です。地域で暮らす住民が、「自分たちの暮らしや地域をどうしていきたいか」という視点で地域の生活課題や地域課題を見つけだし、共有し、解決するための協議や活動を目的としています。現在、海老名市内には15の地区社会福祉協議会が組織されています（平成31年4月1日現在）。

- ① 国分寺台地域福祉協議会
- ② 中新田小学校区ふれあい推進委員会
- ③ 柏ヶ谷地区ふれあい委員会
- ④ 大谷地区社協みんなのひろば
- ⑤ 国分北一・二丁目地区社協ふれあいひろば
- ⑥ 東柏ヶ谷三丁目地区社協ささえ愛
- ⑦ 海老名国分地区社協
- ⑧ 下今泉地区社協わかば
- ⑨ 上今泉地区社協ふれあいかみいま
- ⑩ 東柏ヶ谷六丁目地区社協きずな
- ⑪ 東柏ヶ谷四丁目地区社協かがやき
- ⑫ 国分寺台樽井まちづくり会
- ⑬ 浜田地区社協ぬくもり
- ⑭ 東柏ヶ谷五丁目地区社協つながり
- ⑮ 河原口地区社協福祉協議会

## (2) 地域の拠点整備

### 目指す姿

さまざまな世代分野での交流を図り、気軽に集える居場所や、社会参加の機会をつくることで、誰もが孤独を感じることなく、いきいきと日常生活を営める地域の整備に努めます。

### 現状や課題

日頃から、気軽に集まれる場所があることは、生活するうえでの生きがいや、困ったときの相談のきっかけにつながります。地域の課題解決に向けて、地域住民が交流を育むためには、世代を超えて気軽に集える居場所が求められています。

本市の取組みとしては、地区社会福祉協議会やサロンの設立の支援を行っています。

団体ヒアリングの内容をみると活動拠点となる施設の狭さや確保が難しいことが課題として挙げられています。

これらのことから、集いの場づくりへの支援を継続的に行うとともに、さらなる地域資源の発見と拡充にも取り組む必要があります。

## 主体ごとに期待される役割と取組み

個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「地域ふれあいサロン」などの、地域で行われる交流の場に積極的に参加し、多くの人と交流を楽しみます。</li> </ul>
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の行事やイベント、その他の交流の場等において、日常的に地域の人と交流できる機会をつくとともに、さまざまな人の参加を促します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内にあるさまざまな資源を活用し、世代を超えた交流ができる居場所づくりを支援します。</li> <li>●地域で安心して自立した生活を送るための、生きがいつくり、社会参加の場をつくります。</li> </ul>



地区サロンの様子

### (3) ボランティア活動等の推進

#### 目指す姿

地域における問題を身近なものであると理解し、より多くの人々がボランティア活動に参加できるしくみづくりを推し進めるとともに、市民へ提供する福祉サービスの更なる充実を目指します。

#### 現状や課題

近年、身近な地域や学校、企業といったさまざまな場面で、ボランティア活動に参加する人々が増加し、多様な広がりを見せています。

市民アンケートの結果をみると、ボランティア・市民活動への今後の参加意向として、3割を超える積極的な回答があります。

これらのことから、市民のニーズに応じて、団体や活動内容に関する情報を広く提供するとともに、経験や知識、熱意を活かせるしくみづくりを支援する必要があります。

### 主体ごとに期待される役割と取組み

個人	● ボランティア活動・NPO活動などへ、仲間とともに興味を持って参加します。
地域・団体	● 自分たちの活動を積極的に地域にPRします。また、活動団体・組織への新規加入を促進するとともに、運営しやすい組織形態について検討していきます。
行政	● ボランティアやNPOが行う地域福祉活動への支援に努めます。

## (4) 暮らしやすい地域をつくるしくみ

### 目指す姿

すべての市民がお互いを尊重し、思いやりの心をもって支え合うことで、自分らしく暮らし続けられる環境づくりを推進します。

### 現状や課題

少子高齢化、単身世帯の増加、非正規労働者の増加、外国人住民の増加など、さまざまな社会的要因を背景として、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズは複雑・多様化しています。

本市の取組みとしては、公共建造物などのバリアフリー化をはじめ、ハード面での基盤の整備や、高齢者や障がい者の外出の機会を創出するための移動支援を行っています。

また、民生委員児童委員活動の一環として、自治会や地区社会福祉協議会等の地域団体と連携した地域での見守り活動を行っています。

団体ヒアリングの内容をみると、従来の活動の多くは高齢者を対象とした活動が多く、児童・障がい者等に関する情報も少なく、支援の機会も少ないことが課題として挙げられています。

これらのことから、施設等におけるバリアフリーとユニバーサルデザインのより一層の促進を図るとともに、地域による見守り活動を強化し、地域におけるさまざまな福祉課題の早期発見に努める必要があります。

### 主体ごとに期待される役割と取組み

個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●隣近所の人や、地域の子ども、高齢者、障がい者などを見守るとともに、積極的に周囲との交流を図ります。</li> </ul>
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で見守りが必要な人や、気になる人の情報を、プライバシーに配慮しながら共有し、有効に活用します。</li> <li>●地域住民同士で議論し、地域の方向性を示し、地域課題の解決に向けて取組みます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●バリアフリーとユニバーサルデザインの促進に努めます。</li> <li>●地域による見守り活動などの防犯活動への支援に努めます。</li> <li>●高齢者と障がい者の外出支援に努めます。</li> </ul>

#### ■ ■ ■ コラム ユニバーサルデザイン ■ ■ ■

ユニバーサルデザインとは、障がいの有無や年齢、言語などにかかわらず、すべての人が安全、安心、快適に暮らし、社会に参加できることを理念として、すべての人のために設計されたデザインです。ユニバーサルデザインの考え方を取り込んだ施設や道具が整備されることにより、いま、これらを必要としている人はもちろんのことですが、結局は、誰にとっても利用しやすいものになります。また、施設の整備や道具の改良だけでなく、すべての人を分け隔てないという気持ち、「こころのバリアフリー」も重要です。

## (5) 災害等における福祉的支援

### 目指す姿

平常時からの備えを意識し、災害による被害を最小限にし、逃げ遅れをゼロにするため、災害時における迅速で、的確な対応ができる体制の整備を推進します。

### 現状や課題

地震、洪水など自然災害は、いつどこで起こるかわかりません。また、近年の災害の傾向として、局所化と激甚化があげられます。そのため、災害時に助け合える組織づくりや防災活動を通じて地域の力を強めていくことが求められています。

本市の取組みとしては、避難行動要支援者名簿（登録名簿）の整備や避難所運営訓練を実施することで、円滑な避難支援体制の構築を目指しています。また、えびなメールの配信や、防災ラジオの有償配布を実施し、緊急時における情報発信の備えを充実化しています。

市民アンケートの結果をみると、避難行動要支援者制度（登録名簿）の認知度として、7割以上の市民が制度を知りませんでした。また、災害時の避難や対応についての不安の第1位は、「情報が得られるか」でした。防災訓練の参加経験については、『参加経験あり』と答えた人が41.0%となっています。

これらのことから、避難行動要支援者名簿（登録名簿）の活用と認知度向上、災害時において必要な情報を迅速に提供できるしくみ、地域における住民の主体的な活動促進が課題となります。

## 主体ごとに期待される役割と取組み

個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や避難場所の確認など、自分自身でできる災害時の備えをしておきます。</li> <li>●隣近所に住む高齢者、障がい者など、災害時の避難行動に支援が必要な人を把握します。</li> <li>●避難所等において、高齢者、障がい者、子ども、妊婦など、誰もが安全に過ごせるよう、それぞれの特性に配慮します。また、高齢者、障がい者等は、周囲の避難者に避難生活に必要な理解や支援を伝えます。</li> </ul>
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難行動要支援者名簿（登録名簿）などを活用した関係者間での情報共有などにより、災害時の支援体制を整えておきます。</li> <li>●避難所等において、高齢者、障がい者、子ども、妊婦など、誰もが安全に過ごせるよう、それぞれの特性に配慮します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時における避難行動要支援者への支援について、避難行動要支援者避難支援個別計画を整備し、自治会や民生委員児童委員などと連携し、体制づくりに努めます。</li> <li>●地域の主体的な防災活動を支援し、自主防災組織への支援に努めます。</li> </ul>

### ■ ■ ■ コラム 避難行動要支援者名簿（登録名簿）の作成について ■ ■ ■

これまでの地震災害や風水害などで犠牲になられた多くの方々は、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などであり、これらの被害を最小限に食い止めるためには、地域においてあらかじめ「避難行動要支援者」を把握し、災害時等は地域の方々が協力して避難支援を行うことが重要です。

海老名市では、関係団体（海老名市民生委員児童委員協議会、自治会など）への情報提供について、同意をいただいた人のみを一覧にした名簿を整備しており、平常時から関係団体で共有し、地域での見守りにつなげています。

大規模災害が発生した場合は、消防や行政が直ちに地域住民の支援を行うことは困難な状況が想定されることも踏まえ、避難行動要支援者名（登録名簿）は災害発生時などにおける地域の支援体制に役立てていただくことを目的とし、地域の防災・減災の一つとして整備しています。

## 基本目標3 包括的な支援のしくみづくり

### (1) 情報提供のしくみづくり

#### 目指す姿

市民に向けて積極的に福祉に関する情報を幅広く提供するため、情報提供体制の充実を図ります。

#### 現状や課題

福祉サービスは、制度や内容自体が拡充されても、それを必要としている人に届かなければ、本来の役割を果たすことはできません。そのためには、本市における福祉情報をより多くの人に認知してもらうことが必要不可欠です。

本市の取組みとしては、広報えびなの全戸配布をはじめ、市発行刊行物のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進を通じて、福祉に関する情報が広く提供されるように取り組んでいます。

市民アンケートの結果をみると、福祉に関する情報の入手先として、約8割の人が「広報えびな」と回答しています。団体ヒアリングの内容をみると、地域福祉活動の住民への情報提供不足が課題として挙げられています。

これらのことから、広報えびなをはじめとする市刊行物等における掲載情報の充実を図るとともに、情報アクセシビリティの概念のもと、高齢者や障がい者をはじめ、誰もがその内容を不自由なく理解でき、必要な情報を入手できる環境づくりを進めていく必要があります。

### 主体ごとに期待される役割と取組み

個人	●積極的に地域活動や福祉に関する情報を得るように努めます。
地域・団体	●地域福祉活動の実施内容や、日時などの積極的な公開によって、市民が気軽に興味をもてるような情報提供に努めます。
行政	●広報やホームページのほかに、新たな情報提供媒体を活用するなど、市民や利用者の立場に立って、多様な方法で福祉情報の提供に努めます。

#### ■ ■ ■ コラム 広報えびな ■ ■ ■

広報えびなとは、毎月1日、15日に発行される海老名市の広報誌です。

市内のイベントや講演会の告知といった市からのお知らせだけでなく、地域で活躍されている方にクローズアップした「えび人」といった記事や、市民の方の作品を表紙と題字に起用することで、市民と一緒に作り上げていく内容となっています。

また、視覚障がい者に対し、広報えびなを含めた市発行刊行物等の音声訳や点字訳版の作成をしております。

## (2) 相談支援のしくみづくり

### 目指す姿

市民に身近なところで気軽に相談ができ、幅広い課題を受け止める環境づくりと、複合的な課題に対して専門機関等と連携し、包括的な支援を受けられる相談窓口を整えます。

### 現状や課題

地域における福祉ニーズは多様化し、従来の高齢者・障がい者・児童などを対象とする枠組みの解決策では対応できない課題が増えており、必要とする支援にたどり着くことが容易ではありません。また、高齢化の進行に伴い、認知症により判断能力が十分でない高齢者等が増加すると見込まれます。日常的な金銭の管理や福祉サービスにかかわる契約締結などについて支援を行う権利擁護事業に対するニーズが高まっていることから、後見制度に関する相談支援も求められています。

本市の取り組みとしては、えびな成年後見・総合相談センターや、障がい相談窓口「K. T. S.」などによる、相談支援の拡充を図ってきました。

市民アンケートの結果をみると、困りごとがあった際、「家族や親せき」、「友人・知人、近所の人」について、「行政機関の窓口」が3番目に多く、全体の4割を占め、公的機関における相談支援の重要性がうかがえます。また、成年後見制度については、「内容まで知っている」、「名前は知っている」と答えた人が71.1%に対して、えびな成年後見・総合相談センターについては、「活動内容まで知っている」、「名前は知っている」と答えた人が18.2%でした。

団体ヒアリングの内容をみると、相談・支援件数の減少が課題として挙げられています。

これらのことから、利用しやすい相談拠点の整備を図るとともに、専門的かつ複合的課題へ迅速に対応できるような体制の強化を推進し、えびな成年後見・総合相談センターの周知をより一層図る必要があります。

## 主体ごとに期待される役割と取組み

個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の中で困っている人の身近な相談相手になります。また、自分でも困っていることがあれば、身近な人や地域の民生委員児童委員等に知らせます。</li> </ul>
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の中で困っている人がいたら、ケースに応じて、公的な相談窓口や専門機関に繋がります。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域において、身近な圏域での相談や電話による相談など、利用しやすい体制づくりに努めます。</li> <li>●専門機関との連携強化を図り、的確に相談支援ができる体制づくりに努めます。</li> <li>●成年後見制度等の権利擁護制度の周知と利用促進のため、中核機関の設置に努めます。</li> </ul>

### ■ ■ ■ コラム えびな成年後見・総合相談センター ■ ■ ■

全国的に後見人等の不足が指摘される中、老人福祉法等の改正により、市町村に対して、一般市民の中から「市民後見人」を発掘、養成する体制整備が義務付けられたことにより、海老名市においても平成25年度より市民後見人養成講座を行い、現在7名の市民後見人が登録されています。

市民後見人が実際に活動するにあたり、活動支援を含めたバックアップ体制を構築するために、海老名市社会福祉協議会へ運営を業務委託する、総合相談機能を持たせた「えびな成年後見・総合相談センター」を平成28年7月に設置しました。

同センターでは市民後見人の支援だけではなく、市民からの成年後見を含めた生活の相談に応じています。また、予約制で士業相談（司法書士、社会福祉士、行政書士、弁護士）も行っています。

### (3) 地域福祉に関する事業の健全育成

#### 目指す姿

地域で支え合い、安心して子育てができる環境づくりや、自分らしく自立して生活するために支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの質の向上を推進します。

#### 現状や課題

近年では、利用者の声を反映し、質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、さまざまな福祉サービスに対し、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価をする第三者評価のしくみづくりの重要性が認識されはじめています。

市民アンケートの結果をみると、福祉サービスを利用した人の約4割が、何かしらの困りごとに回答をしています。

これらのことから、住民ニーズに合わせた基盤整備と、サービスの質の確保・向上が必要となっています。

### 主体ごとに期待される役割と取組み

<p>個人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な福祉サービスが利用できるよう、公的な福祉サービスや、地域で提供されるさまざまな主体のサービスについての情報を得ることに努め、必要なサービスを選択します。</li> <li>●積極的なあいさつ・声かけや地域でのイベントへの参加などにより、地域でのつながりをもちます。</li> </ul>
<p>地域・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域全体で、子育てを支援できるしくみをつくります。</li> </ul>
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てを支える体制づくりに努めます。</li> <li>●子どもが安心して成長できる環境づくりに努めます。</li> <li>●事業者への福祉サービスの第三者評価制度の周知に努めます。</li> <li>●各種研修や情報提供などにより、携わっている職員の質の向上にむけた取組みの支援に努めます。</li> </ul>



海老名市内に3ヶ所ある地域版子育て支援センター

## (4) 心の健康を支えるしくみづくり

### 目指す姿

地域の中で孤立し、ひとりで生活の課題を抱えてしまうことがないように、誰もが心のゆとりを持ち、周囲とつながりながら、いきいきとした暮らしができる地域社会づくりを推進します。

### 現状や課題

住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、からだの健康の維持に加え、こころの健康の維持も重要となります。

本市の取組みとしては、臨床心理士による「こころの相談」を定期的を開催することで市民の心の健康の維持・向上を促進しています。

市民アンケートの結果をみると、地域での孤立感として、2割近くの人が少なからず孤独を感じると回答しています。団体ヒアリングの内容をみると、生活の孤立化などによる不安感の増大が課題として挙げられています。

これらのことから、ひとりで課題を抱えている人が発しているサインを地域全体で気づき、対処するしくみを整えることで、地域とつながった暮らしが営める環境の整備に努める必要があります。

## 主体ごとに期待される役割と取組み

個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活の中で悩みごとや心配ごとがあれば、身近な人や地域の民生委員児童委員等に相談します。</li> </ul>
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の中で、心ならずも、周囲から孤立してしまっている人がいないかを把握し、積極的なつながりを持てるためのしくみをつくります。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●心の健康づくりに関する普及啓発に努めます。</li> <li>●心の健康相談のできる機会の充実と支援体制の強化に努めます。</li> </ul>

### ■ ■ ■ コラム ゲートキーパー ■ ■ ■

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「いのちの門番」とも位置付けられる人のことです。

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通じて「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。

当市でも、ゲートキーパー養成講座を実施し、正しい知識を持って相談機関につなげることでできる人材の養成に取り組んでいます。



ゲートキーパー養成講座

## (5) 協働社会への体制整備

### 目指す姿

地域における福祉的な課題に対して積極的な把握に努め、必要なサービスに結びつけることで、解決していく体制づくりを推進します。

### 現状や課題

地域福祉推進の理念として、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び、社会福祉に関する活動を行う者の三者は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされています。

このことから、身近な相談窓口など、複数の福祉課題を抱えた世帯を早期発見できるような相談支援体制を構築するとともに、関係機関が協力し必要な情報を交換することのできる場を提供することが求められています。

団体ヒアリングの内容をみると、関係機関や団体の関心・理解に差があることが課題として挙げられています。

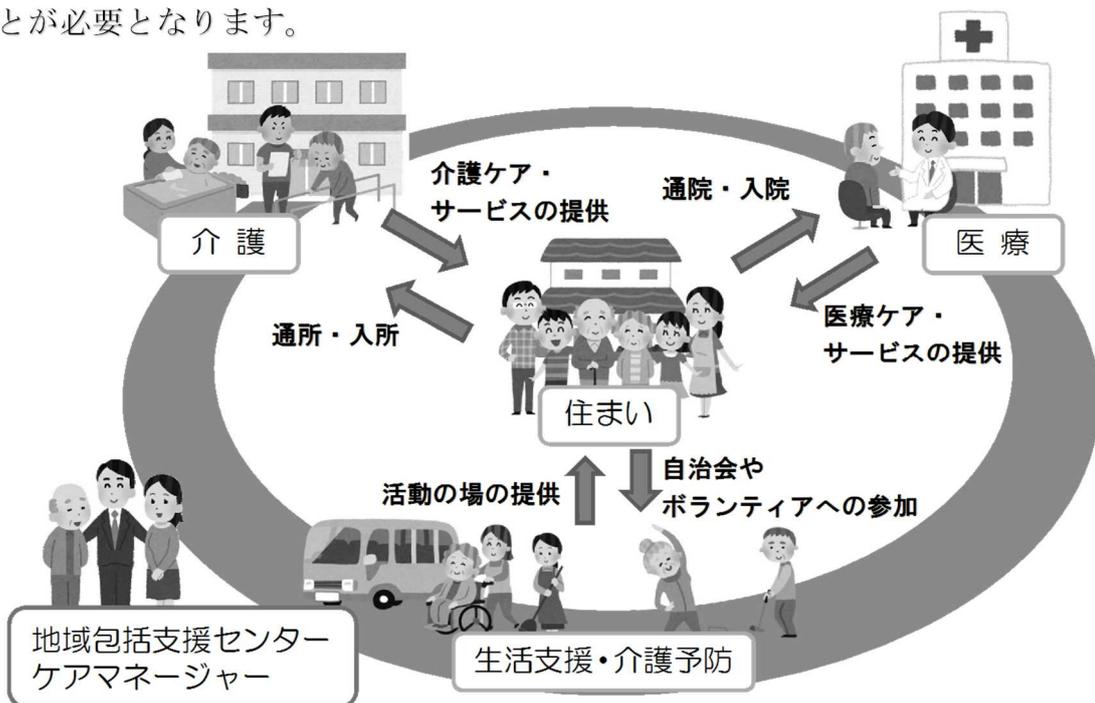
これらのことから、市民と行政がそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。また、地域の課題やニーズを発見し、具体的な解決へ導くことができる人材の確保と育成に努める必要があります。

### 主体ごとに期待される役割と取組み

個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分が日頃、不便に感じていることや問題だと思っていることを周囲に伝え、手助けを求めます。また、自分でできる福祉の活動を考え、実行します。</li> </ul>
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一人ひとりが持つ福祉的な課題と、地域でできる支援をつなげ、課題の解決に向けて協力します。</li> <li>●家事支援や移動支援などの、地域の中で必要になるサービスについて、住民が主体となったサービスの創出を進めます。また、地域内の生活支援サービスの提供に当たっては、その活動がより活性化するように支援します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉サービスのネットワークの整備に努めます。</li> <li>●地域の活動の担い手の育成・支援に努めます。</li> </ul>

### コラム 地域包括ケアシステム

今後、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯など、地域で見守りや支援が必要な高齢者に加えて、障がいのある家族と高齢者のみの世帯など、複合的な支援が必要な世帯も増えていくことが予想されます。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムをより深めていくことが必要となります。



## (6) 生活困窮者等の自立支援

### 目指す姿

誰もが地域社会の一員として、自己肯定感や自尊感情を失わず、経済的にも精神的にも豊かな生活を営めるよう、関係機関と連携し、生活困窮者に対する包括的な自立促進のための支援を推進します。

### 現状や課題

近年、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。同時に、少子高齢化の進行や、単身世帯、ひとり親世帯の増加など世帯構造の変化、職場、地域社会におけるつながりの希薄化が進む中で社会的孤立のリスクが拡大し、また、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しています。こうした状況のなか、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化が求められています。

本市の取組みとしては、生活困窮者自立支援制度の円滑な活用のために、生活保護に至る前の生活困窮者に対して、早期の支援をすることで自立の促進を図っています。

アンケート調査の結果をみると、生活困窮者自立支援制度の認知度として、内容まで理解していると回答した人は1割に満たず、名称を含めた認知度は4割程度と回答しています。

これらのことから、生活困窮者自立支援制度のより一層の周知を図るとともに、その適切な運用によって、生活全般にわたり困りごとや不安を抱えている人に対して早期の支援を行えるように努める必要があります。

## 主体ごとに期待される役割と取組み

個人	●生活に困窮している人など、地域の中で困っている人を発見した場合は、身近な人や地域の民生委員児童委員などに知らせます。
地域・団体	●生活に困窮している人や、ひきこもり状態の人、複合的な課題を持つ人等、何らかの支援が必要な人を地域で把握し、支援につなげるためのしくみをつくります。
行政	●生活全般にわたり、困りごとや不安を抱えている人に対しての支援の充実に努めます。

### ■ ■ ■ コラム 生活困窮者自立支援制度 ■ ■ ■

働きたくても仕事がない、家族の介護のために仕事ができない、住むところがない。あるいは、社会に出るのが怖くなった…。さまざまな理由から生活困窮に至るリスクの高い人々の増加が問題になっています。困難の中で生活に困窮している人に包括的な支援を行うため、国は「生活困窮者自立支援制度」を始めています。

海老名市でもこれらの支援に取り組んでおり、中でも令和元年度から開始している、生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業は、教育を通じて貧困の連鎖を断ち切り、子どもたちが自分の将来に夢や希望を持てるよう支援する事業です。

貧困の中で孤立しがちな子どもに支援員が寄り添いながら、学習支援をはじめ、日常の生活習慣、仲間との出会いや活動ができる居場所づくり、進学に関する支援などを提供して成果を上げています。



## 第5章 計画の推進に向けて

# 1 計画の推進・評価の体制

## (1) 社会福祉協議会との協働

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられており、本計画の実施計画となる「地域福祉活動計画」を策定・改定し、地域の特性に合わせた地域福祉を推進しています。

本計画と海老名市社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するための両輪であり、相互補完のある計画です。そのため、行政と協働して本計画の推進を図るとともに、大きな役割を担うことが期待されています。

社会福祉協議会は、地域福祉推進に向けた環境づくりや自ら直接サービスを提供するプレーヤーの役割だけでなく、市民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政との連携を図りつつ、地域福祉推進の中心的な存在であり、コーディネーターとしての機能も求められます。

また、市民の視点に立って、地域における多様なニーズを拾い上げ、その課題に対応した事業の展開を図ることが期待されます。

## (2) 計画推進にあたって

本計画については、市の公式ホームページに掲載するとともに、各地域における会議などを通して、広く浸透を図ります。

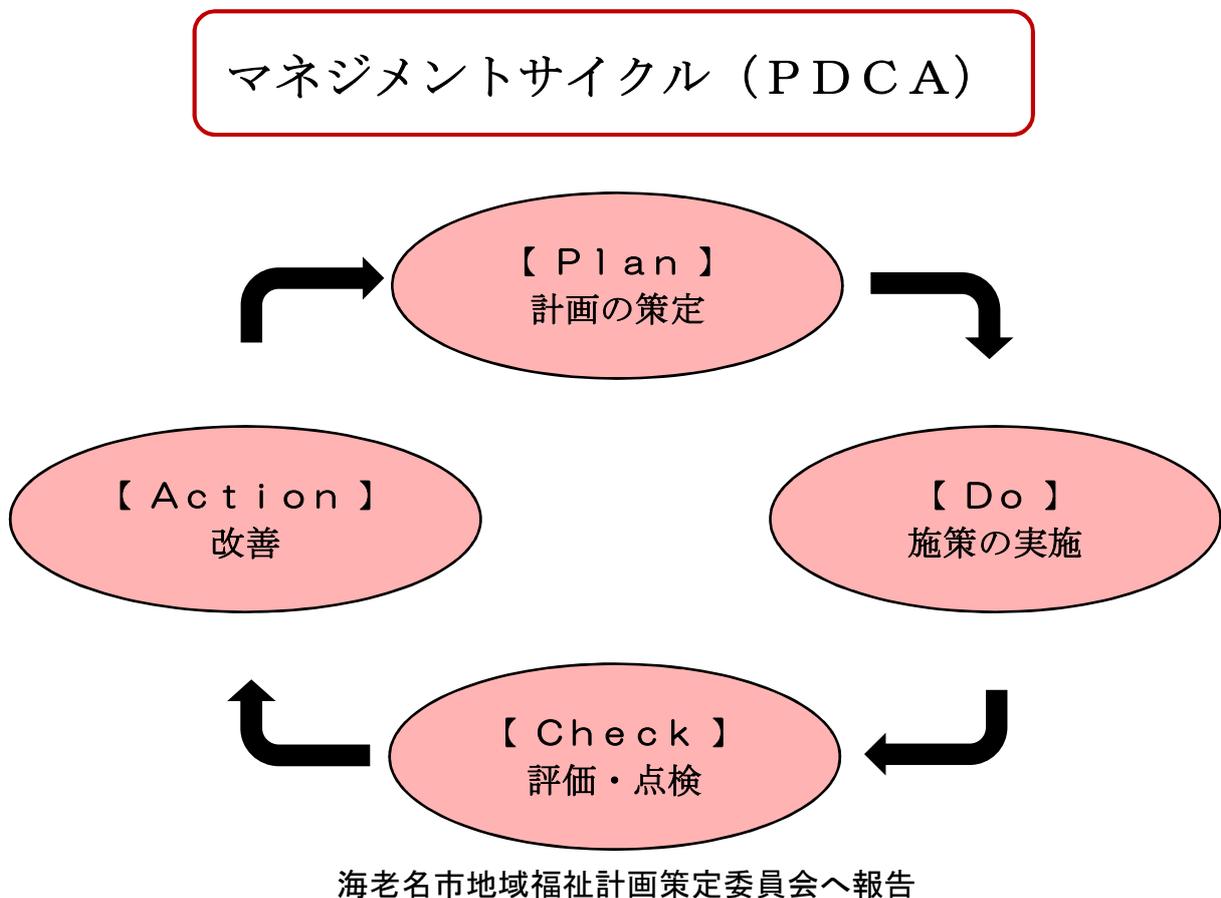
また、海老名市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との連携を図るとともに、地域福祉を担う団体である、民生委員児童委員協議会、自治会連絡協議会、NPO、ボランティア団体などとの協力体制の強化を進め、計画を推進していきます。

さらに、地域住民の抱える、多様かつ複合的な生活課題に対して、全庁的に連絡・調整を図りながら、施策・事業を推進していきます。

### (3) 計画の進捗管理・評価にあたって

計画を着実に進めていくには、計画を立案（Plan）し、実行（Do）し、基本目標の達成に向けて適切に評価（Check）し、必要に応じて改善（Action）していきけるよう、マネジメントサイクル（PDCA）を活用して、進捗管理することが必要です。

進捗管理については、社会福祉法 107 条第 3 項の規定に則り、毎年度、行政における取り組みの状況を「海老名市地域福祉計画策定委員会」に報告し、必要に応じて見直しや改善を検討しながら、効果的な計画の進捗管理を行っていきます。





# 資料編

## (1) 海老名市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市地域福祉計画策定委員会の設置、組織、運営等に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条(平成15年4月1日施行のものをいう。)の規定に基づく地域福祉計画の策定のため、また地域福祉に関わる諸課題について検討するため、海老名市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 策定委員会の委員は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 地域福祉の基本理念に関する事項
- (2) 福祉コミュニティに関する事項
- (3) 地域福祉計画の策定及び見直しに必要な事項
- (4) 地域福祉計画の進行管理に関する事項

(組織)

第4条 策定委員会の委員は、次に掲げる者で組織し、20名以内とする。

- (1) 民生委員児童委員
- (2) 自治会役員経験者などの有識者
- (3) 社会福祉協議会の職員
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第5条 策定委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任することができる。

2 策定委員会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長を1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員(議長を含む。)の3分の2以上の多数をもって決する。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(補助者等)

第9条 障害等により補助が必要な委員については、委員長の許可を得て、補助者を同席させることができる。ただし、必要最小限の人数とする。

(会議の公開等)

第10条 会議は、公開で行うことができる。ただし、会議を公開で行うに当たっては、策定委員会に諮り、第7条第3項の規定に基づいて議題ごとに決定する。

2 前項で公開の決定をされた会議は、傍聴することができる。

3 策定委員会は、会議録を作成するものとし、その会議録は、公開するものとする。

(守秘義務)

第11条 策定委員会の委員は、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第12条 策定委員会の事務局は、海老名市保健福祉部福祉政策課に置く。

2 事務局職員は、福祉政策課職員があたり、事務局長は、福祉政策課長があたる。

3 事務局長は、委員長の指示を受けて、策定委員会の運営にあたるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、策定委員会が別に定める。ただし、緊急を要する場合は委員長が定めることができる。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

**(2) 海老名市地域福祉計画策定委員会 委員名簿**

役 職	氏 名	区 分
委員長	村井 敏男	民生委員児童委員
副委員長	柳下 泰介	自治会役員経験者
委 員	千葉 八重子	民生委員児童委員
	前田 正晴	自治会役員経験者
	中島 敦	社会福祉協議会職員
	大島 みどり	関係行政機関職員
	森川 浩次	関係行政機関職員
	本木 大一	関係行政機関職員

**(3) 計画の作成経過**

日 程		活動内容	概 要
令和元年 (2019年)	8月29日 から 9月13日	市民アンケートの実施	○地域福祉に関する 「市民」の意識などを調査
	11月	海老名市社会福祉協議会および 海老名市民生委員児童委員 協議会にヒアリング調査	○地域福祉に関する「海老名市社会福祉協 議会と海老名市民生委員児童委員協議会」 の意見や考え方などを調査
	11月19日	第1回海老名市地域福祉計画 策定委員会	○正副委員長の選出について ○海老名市地域福祉計画の趣旨説明 ○市民アンケート調査結果の報告 ○基本理念と施策体系の見直しについて
	12月10日	第2回海老名市地域福祉計画 策定委員会	○海老名市地域福祉計画骨子案について
	12月26日 から 1月24日	パブリックコメントの実施	○海老名市地域福祉計画素案に関する 「市民」の意見や要望などを収集
令和2年 (2020年)	1月30日	第3回海老名市地域福祉計画 策定委員会	○パブリックコメントの結果報告 ○計画最終案についての協議
	3月	議会議案提出	
	4月	海老名市地域福祉計画 施行	

**(4) 海老名市地域福祉計画 用語集**

※用語は五十音順にならんでいます。

<p><b>NPO（エヌピーオー）</b> 利潤を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。特定非営利活動促進法（NPO法）による認証を受け、法人格を得た団体をNPO法人（特定非営利法人）と呼ぶ。</p> <p><b>社会福祉協議会</b> 社会福祉法に基づき、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、地域の福祉増進に関するさまざまな活動を行っている。</p> <p><b>社会福祉法人</b> 社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人のこと。その高い公益性にかんがみ、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による地域貢献活動を行う責務が課されている。</p> <p><b>情報アクセシビリティ</b> アクセシビリティ（Accessibility）は「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障がい者をはじめ、誰もがパソコンやWebページなどの情報資源を不自由なく利用できる「ユニバーサルデザイン」の考え方。</p> <p><b>身体障害者手帳</b> 身体障害者福祉法に基づき、同法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された人に対して交付される手帳のこと。</p>	<p><b>障害者週間</b> 障害者基本法に基づき、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間（毎年12月3日から12月9日までの1週間。）</p> <p><b>精神障害者保健福祉手帳</b> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき、精神障がい者が都道府県知事又は指定都市の市長に申請し、精神障害の状態にあると認められたときに交付される手帳のこと。</p> <p><b>成年後見制度</b> 意思能力に継続的な衰えが認められる人に、その衰えを補い、権利を守る援助者を選ぶことで法律的に支援するための制度のこと。</p> <p><b>セーフティネット</b> 「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。すなわち社会保障の一種である。</p> <p><b>ダブルケア</b> 子育てと老後の介護を同時期に行うこと。晩婚化や出産年齢の高齢化、少子高齢化、核家族化などにより、ダブルケアに直面するケースが増加傾向にある。</p>
--	---

<p><b>地域共生社会</b> 「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会のこと。</p> <p><b>地域包括支援センター</b> 介護保険法で定められた機関で、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどにより、介護予防事業や高齢者本人とその家族に対する相談などを総合的に行う。</p> <p><b>8050問題</b> 80代の親が50代の子の生活を支えるという問題。若者のひきこもりが長引き親子とともに高齢化した結果として生じており、介護や貧困で生活が立ち行かない深刻な事態も生じている。</p> <p><b>避難行動要支援者</b> 高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、迅速な避難をするために支援を必要とする人のこと。</p> <p><b>複合的な課題</b> 高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などの福祉分野ごとの相談支援体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケースなど。</p>	<p><b>要支援・要介護認定者</b> 介護保険制度において、介護保険サービスを受けるために、支援や介護が必要な状態であることを認定された人のこと。</p> <p><b>療育手帳</b> 知的障がい児・者を対象に、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された障がい者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付する手帳のこと。</p>
--	---

---

海老名市地域福祉計画

令和2年3月

発行：海老名市保健福祉部福祉政策課

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の1

TEL：046-235-4820

---



海老名市

住みたい 住み続けたいまち